

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

——統計データから見た裁判員裁判の科刑状況——

小 島 透

- 1 はじめに
- 2 裁判員裁判と裁判官裁判の科刑状況の比較
- 3 裁判員裁判における科刑状況の推移
- 4 裁判員裁判における科刑状況の特徴
- 5 おわりに

1 はじめに

裁判員制度は、平成21年（2009年）5月に施行されて以来、すでに10年を経過した。裁判員制度は「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる⁽¹⁾」という考えに基づいて、国民の関心が高いとされる一定の重大な刑事事件について⁽²⁾、裁判官と一般国民から選ばれた非法律家である裁判員が「協働」

(1) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度』（2001年）102頁（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>）。

(2) 「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」および「法定合議事件（裁判所法26条2項2号）であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に

して有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うものであり⁽³⁾、わが国の刑事司法制度に大きな変化をもたらすものとして、制度施行の前のみならず、施行後においても、社会の大きな関心の対象となってきた。

一方、最高裁判所は、毎年、対象事件の取扱状況等の実施状況に関する資料を公表することとされ⁽⁴⁾、あわせて、「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」を設置して⁽⁵⁾、制度施行3年後には『裁判員裁判実施状況の検証報告書』（以下、「検証報告書」という）を公表する⁽⁶⁾など、裁判員制度の運用状況に関する分析・検討が行われてきた。そして、制度施行10年を迎えて、『裁判員制度10年の総括報告書』（以下、「総括報告書」という）が最高裁判所によって公表されるとともに⁽⁷⁾、法律関係の専門雑誌等でも多くの特集が組まれるなど⁽⁸⁾、さまざまな立場・視点から、裁判員制度の

係る」事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という）2条1項）。

(3) 裁判員法6条1項。

(4) 裁判員法103条。なお、最高裁判所は、HP（ホームページ）「裁判員制度の実施状況について【データ】」において、裁判員制度に関する各種のデータを公表し、適宜更新している（https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/09_12_05-10jissijyoukyou.html）。

(5) 同懇談会は、第1回（平成21年1月）から第33回（令和2年9月）まで開催されている（2021年6月現在）。なお、審議内容や配付資料については、最高裁判所HP「『裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会』の設置について」（https://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/saibanin_kondan/index.html）を参照。

(6) 最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』（2012年）（最高裁判所HP・前掲注(4)より入手可能）。

(7) 最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』（2019年）（最高裁判所HP・前掲注(4)より入手可能）。

(8) 「裁判員裁判施行10年を迎えて」自由と正義70巻5号（2019年）8頁以下、「裁判員裁判制度施行10年の契機に考える」警察学論集72巻6号（2019年）1頁以下、「裁判員制度施行10年を迎えて」法律のひろば72巻7号（2019年）4頁以下、「裁判員制

評価・検証が行われている。

制度施行10年を経た裁判員制度は、概して言うところ「概ね順調に運営されてきた」と評価されている⁽⁹⁾が、問題点あるいは課題としてさらなる検討を進めるべきものも少なくない⁽¹⁰⁾。また、量刑についても、裁判員制度導入前から、非法律家である裁判員が量刑判断に加わることによって量刑がどのように変化するのか等に関してさまざまな意見が出されており、10年を経てあらためてその検証が求められている。

裁判員が参加する刑事裁判（以下、「裁判員裁判」という）における量刑の変化については、2つの視点からの検討が必要である。すなわち、①裁判員裁判における量刑と（従来の）裁判官のみによる刑事裁判（以下、「裁判官裁判」という）における量刑との間でどの程度の差異があるのか、②裁判員裁判における量刑が制度施行以来どのように変化してきたのか、特に、裁判員裁判の量刑が蓄積されることで、次第に裁判員裁判としての量刑傾向⁽¹¹⁾が形成されていく（されるべき）と考えられる⁽¹²⁾が、10年を経て

度10周年」法の支配194号（2019年）2頁以下、「裁判員制度10年」刑事法ジャーナル61号（2019年）50頁以下、「裁判員制度の未来」法学セミナー777号（2019年）11頁以下、「裁判員制度と刑事司法改革」論究ジュリスト31号（2019年）66頁以下など。

(9) 最高裁判所事務総局・前掲注(7) 24頁。

(10) 例えば、裁判員候補者の出席率の低下、公判前整理手続の長期化、いわゆる刺激証拠の取り扱い方、取調べの録音・録画記録媒体の証拠としての使用、裁判員に課される守秘義務などが挙げられている（前掲注(7)および前掲注(8)に掲載されている論稿を参照）。

(11) 量刑傾向という用語は、従来の量刑相場という言葉の持つ拘束力を有するようなニュアンスを払拭する意図で用いられ（原田國男『裁判員裁判と量刑法』（2011年）80頁以下（初出、「量刑をめぐる諸問題——裁判員裁判の実施を迎えて」判例タイムズ1242号（2007年）72頁以下所収））、現在では一般的に用いられるようになった。

(12) 小池信太郎「裁判員裁判における量刑評議について——法律専門家としての裁判官

新たな傾向といえるものが形成されているのか、あるいは、それがどのようなものであるのかを検討する必要がある。そこで、本稿では、まず、総括報告書に掲載された科刑状況に関するデータ（以下、「量刑データ」という）を用いて、裁判員裁判と裁判官裁判との量刑の差異を確認・検討する。また、総括報告書では、裁判員裁判における量刑を2つの期間に分けて検証を行っているので、大まかではあるが、裁判員裁判の科刑状況の時間的な変化を検証することもできる⁽¹³⁾。そして、次に、司法統計年報に掲載された量刑データを用いて、制度施行後10年間の裁判員裁判における科刑状況の時間的な変化の詳細を検証することにより、裁判員裁判における量刑傾向を検討してみたいと思う。

なお、本稿では、総括報告書と司法統計年報の2つの資料に掲載された量刑データを用いるが、それぞれにおいて集計方法、具体的には罪の分類や刑期区分の取り方において相違があるので、注意が必要である。本来であれば、集計方法が一致するデータを利用すべきであるが、「公表されたデータ」を用いて分析を行うことには一定の限界があり、本稿はその限界を考慮に入れた上で、検討を行うものである。

の役割」法学研究（慶應義塾大学）82巻1号（2009年）637頁以下を参照。

(13) なお、小島透「裁判員裁判による量刑の変化——統計データから見た裁判員裁判の量刑傾向」中京法学49巻3・4号（2015年）73頁以下において、検証報告書・前掲注(6)および第25回有識者懇談会資料・前掲注(5)に掲載されたデータを用いて、制度施行5年を経た時点における裁判員裁判と裁判官裁判の科刑状況の差異、および、制度施行から平成24年5月31日までと平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2つの期間に分けた裁判員裁判の科刑状況の変化を検討しているので、あわせて参照されたい。

2 裁判員裁判と裁判官裁判の科刑状況の比較

まず、裁判員裁判における量刑と（従来の）裁判官裁判における量刑との差異について、「総括報告書」に掲載された量刑データ⁽¹⁴⁾を使用して、検討を行う。

総括報告書では、裁判員裁判で処理された事件のうち件数（人員）の多い8つの罪、すなわち、殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、（準）強姦致死傷・（準）強制性交等致死傷、（準）強制わいせつ致死傷、強盗致傷、現住建造物等放火既遂および覚せい剤取締法違反において、裁判員裁判と裁判官裁判それぞれについて、「3年以下・執行猶予」、「5年以下」、「15年以下」などの刑期区分（無期および死刑を含む、以下同じ）ごとの人員・人員割合によって構成される量刑分布がグラフ（人員割合）と表（人員）の形式で記載されている。また、裁判員裁判については「制度施行から平成24年5月末」までと「平成24年6月から平成30年12月末まで」の2つの期間に分けられて集計が行われ、これらの量刑データと「平成20年4月から平成24年3月末」における裁判官裁判の量刑データとを比較することで、裁判員裁判と裁判官裁判の量刑の差異が検証されている。

そして、これらの検証をもとに、総括報告書では、「3年後検証（「検証報告書」：筆者注）の時点で、殺人未遂、傷害致死、強姦致傷、強制わいせつ致傷及び強盗致傷については、実刑のうち最も多い人数の刑期が重い方向へシフトし、殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷及び現住建造物等放火については執行猶予に付される率が上昇する傾向が見られ、…… その後も、例えば、殺人既遂についてはピークが『13年以下』から『15年以下』にシフトし、強制性交等致死傷（強姦致死傷）については、ピークは『7年

(14) 総括報告書・前出注(7) 49頁以下（図表23-1～23-8）。

以下』で変わらないが、より重い刑の割合が多くなっている。また、現住建造物等放火については、執行猶予の割合がより増加している」として、「3年後検証時点もその後も量刑傾向は動き続けており、さらに、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることもうかがわれる」と総括されている⁽¹⁵⁾。

そこで、以下では、このような総括報告書の検討結果を確認すると同時に、裁判員裁判と裁判官裁判の科刑状況の差異をさらに詳しく検討することとする。なお、グラフの表示方法については、比較をよりわかりやすくするために、総括報告書とは異なり、比較の「元」となる裁判官裁判の量刑分布を棒グラフで、比較を行っていく裁判員裁判の量刑分布を折れ線グラフで表示することとする⁽¹⁶⁾。

それでは、総括報告書に記載された8つの罪について、順次検討していくことにする。

(1) 殺人既遂

殺人既遂における量刑分布を、図2-1⁽¹⁷⁾に示す。なお、図2-1～図2-8において、裁判官裁判（平成20年4月～平成24年3月末）の科刑状況を棒グラフで、裁判員裁判のうち「制度施行から平成24年5月末」（以下、「期間前半」という）までの科刑状況を破線の折れ線グラフで、また、裁判員裁判のうち「平成24年6月から平成30年12月末まで」（以下、「期間後半」という）の科刑状況を実線の折れ線グラフで示す。

(15) 総括報告書・前出注(7) 17頁。

(16) ここで用いた表示方法については、小島・前掲注(13) 78頁以下を参照。

(17) 図2-1～図2-8は、総括報告書・前出注(7) 49頁以下（図表23-1～23-8）に掲載されたデータにより作成。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

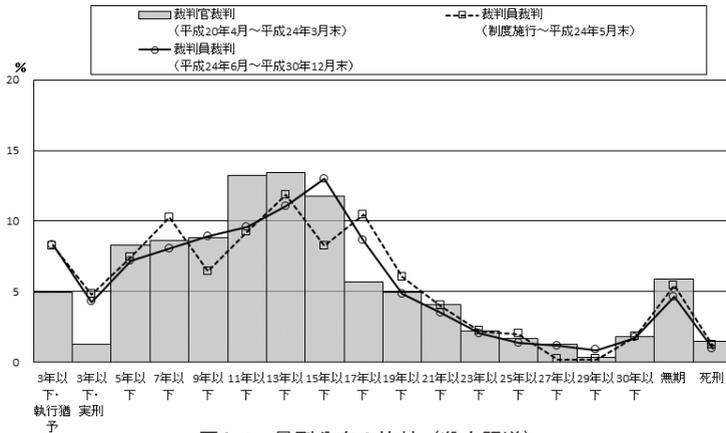


図2-1 量刑分布の比較（殺人既遂）

図2-1からは、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、制度施行以来一貫して「3年以下・執行猶予」および「3年以下・実刑」の刑期区分で大きく増加しており、したがって、殺人既遂における裁判員裁判では、執行猶予および刑の下方領域において寛刑化が見られることがわかる。また、「17年以下」およびその前後の刑期区分（期間前半では「19年以下」、期間後半では「15年以下」）において裁判員裁判では裁判官裁判に比べて人員割合が増加しており、さらに、人員割合が最も多い刑期区分（以下、「最頻出部」という）が裁判官裁判では「13年以下」であったものが、裁判員裁判の期間後半では「15年以下」に移動している。したがって、裁判員裁判では、刑の中間領域において重罰化が見受けられる。このように、殺人既遂における裁判員裁判では、裁判官裁判に比べて寛刑化と重罰化の両方が見られるのである。

また、裁判員裁判の期間前半と期間後半との科刑状況を比較すると、まず、「15年以下」において、期間後半では、期間前半に比べて人員割合が増加し、一方で、「17年以下」と「19年以下」において、期間前半に比べて人員割合が減少しており、期間前半で現れた重罰化が期間後半では若

干弱くなっている（裁判官裁判の状態の方向に戻る）と判断できる。さらに、期間前半では、有期の実刑において、「7年以下」、「13年以下」および「17年以下」の3か所において分布の頂点が形成されているのに対して、期間後半では頂点は「15年以下」の1か所となっており、有期の実刑領域では頂点が1か所であった裁判官裁判の量刑分布の形状に戻っている（ただし、分布の頂点は、「13年以下」から「15年以下」へと1ランク重罰化の方向へ移動している）。これらのことから、裁判員裁判では、期間前半で生じていた裁判官裁判の量刑分布から離れていく現象が、期間後半では裁判官裁判の量刑分布の状態に戻っていく現象（いわゆる「揺り戻し」）が生じていると判断することができるのである。

(2) 殺人未遂

次に、殺人未遂における量刑分布を、図2-2に示す。

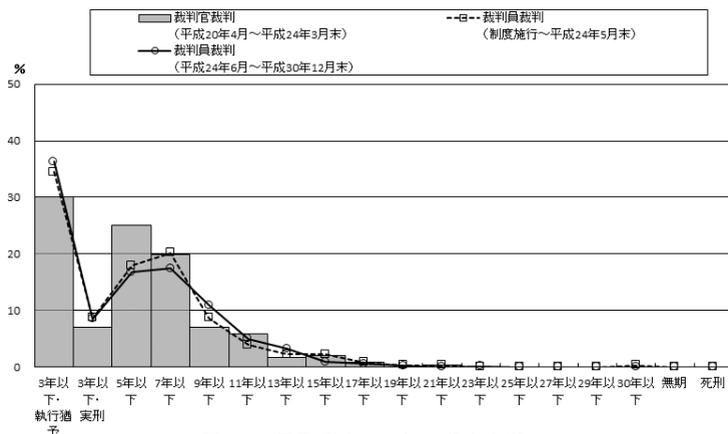


図2-2 量刑分布の比較（殺人未遂）

図2-2からは、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、「3年以下・執行猶予」で大きく増加、「3年以下・実刑」でもわずかではあるが増加しており、したがって、執行猶予および刑の下方領域での寛刑化

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

が確認できる。その一方で、裁判員裁判での人員割合は、「5年以下」で減少、「9年以下」で増加しており、さらに、有期の実刑における分布の頂点は、裁判官裁判での「5年以下」から裁判員裁判では「7年以下」に移動しており、したがって、実刑領域での重罰化も確認できる。また、「7年以下」の人員割合は、期間前半に比べて期間後半では減少していると同時に、「9年以下」では期間後半で若干増加しており、重罰化は期間後半でより進んでいると判断することができる。

以上から、殺人未遂においては、殺人既遂と同様に、寛刑化と重罰化の両方が確認できる。また、殺人既遂とは異なり、重罰化については、期間後半でさらに進んでいるといえるのである。

(3) 傷害致死

傷害致死における量刑分布を、図2-3に示す。

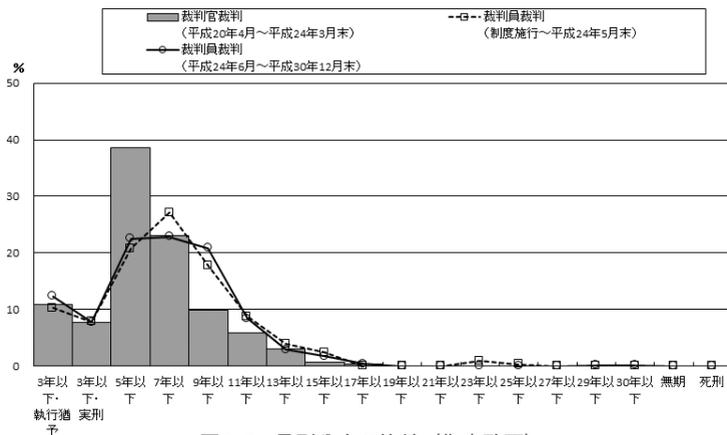


図2-3 量刑分布の比較（傷害致死）

図2-3からは、最頻出部は、裁判官裁判では「5年以下」であったが、裁判員裁判では「7年以下」に移動するとともに、「9年以下」および「11年以下」の人員割合が、裁判員裁判では裁判官裁判に比べて増加して

おり、さらに、裁判官裁判では存在しなかった「23年以下」およびそれよりも上の刑期区分で、裁判員裁判ではわずかではあるが事例があらわれるようになっており、したがって、裁判員裁判では裁判官裁判に比べて重罰化していると判断できる。そして、「9年以下」の人員割合は期間後半では期間前半に比べて増加しており、重罰化は進んでいると判断できる。一方、「3年以下・執行猶予」の人員割合は、期間前半では裁判官裁判に比べて変化がないのに対して、期間後半ではわずかではあるが増加が見られる。以上のことから、傷害致死においては、全体的には重罰化が見られるが、期間後半では、重罰化がさらに進むと同時に、寛刑化もわずかではあるが見られるようになった、と判断することができる。

(4) (準)強姦致死傷・(準)強制性交等致死傷

(準)強姦致死傷・(準)強制性交等致死傷⁽¹⁸⁾における量刑分布を、図2-4に示す。

図2-4からは、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、「3年以下・執行猶予」「3年以下・実刑」および「5年以下」で減少し、「7年以下」から「15年以下」にかけての刑期区分で増加しており、同時に、最頻出部も、裁判官裁判での「5年以下」から裁判員裁判では「7年以下」に移動しており、したがって、明らかな重罰化を確認することができる。また、期間後半では、期間前半に比べて、「5年以下」「7年以下」で減少するとともに、「11年以下」「13年以下」で増加しており、重罰化はさらに進んでいると判断することができる。

(18) 強姦罪（刑法177条）は、平成29年法律第72号（平成29年6月23日公布、同年7月13日施行）によって、構成要件の見直し・法定刑下限の引上げが行われて強制性交等罪に改められると同時に、強姦致死傷罪（刑法181条2項）も強制性交等致死傷罪へと改められ、法定刑が「無期又は5年以上の懲役」から「無期又は6年以上の懲役」へとその下限が引き上げられた。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

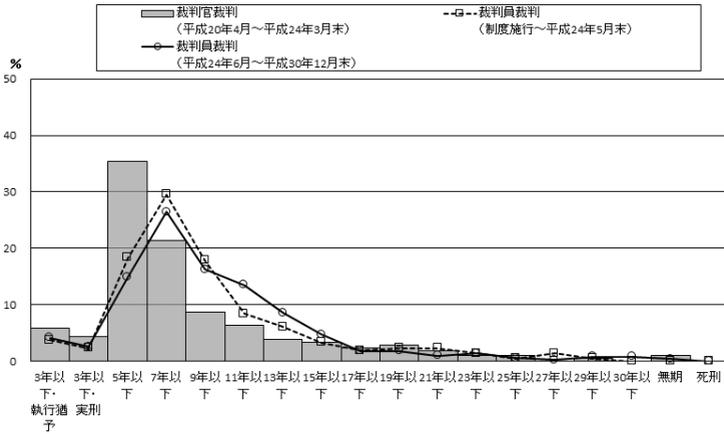


図2-4 量刑分布の比較 ((準)強姦致死傷・(準)強制性交等致死傷)

(5) (準)強制わいせつ致死傷

(準)強制わいせつ致死傷における量刑分布を、図2-5に示す。

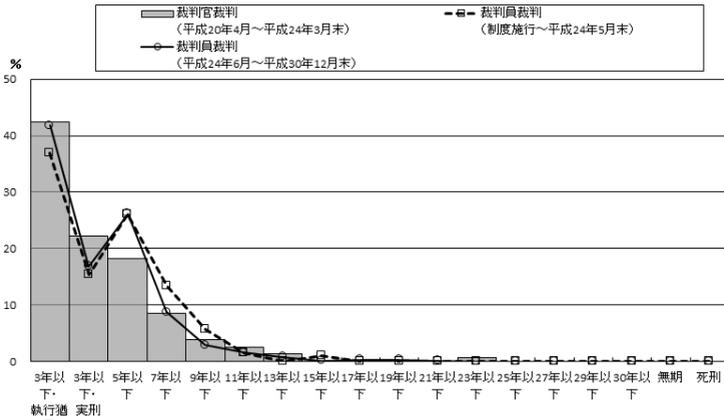


図2-5 量刑分布の比較 ((準)強制わいせつ致死傷)

図2-5からは、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、「3年以下・実刑」で減少し、「5年以下」において大きく増加しており、し

たがって、重罰化を認めることができる。しかし、期間前半では、裁判官裁判に比べて、「3年以下・執行猶予」で減少し、「7年以下」「9年以下」でも増加しており、ここからも重罰化を確認できるのに対して、期間後半では、これらの刑期区分で裁判官裁判と同じ人員割合に戻っている。したがって、重罰化については、期間後半で「揺り戻し」が生じていると判断することができる。

(6) 強盗致傷

強盗致傷における量刑分布を、図2-6に示す。

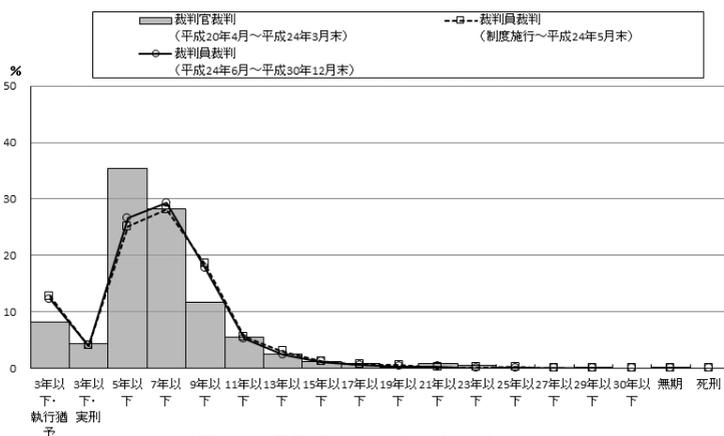


図2-6 量刑分布の比較（強盗致傷）

図2-6からは、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、「3年以下・執行猶予」で増加しており、したがって、執行猶予の領域での寛刑化を認めることができる。その一方で、裁判員裁判での人員割合は、「5年以下」で減少し「9年以下」で増加すると同時に、最頻出部が、裁判官裁判では「5年以下」であるのに対して、裁判員裁判では「7年以下」に移動しており、実刑領域での重罰化を確認することができる。以上のことから、強盗致傷においては、執行猶予領域での寛刑化と実刑領域で

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

の重罰化の双方が生じていると判断することができる。

また、この傾向は、期間前半と期間後半とではほぼ一定しており、この限りでは、強盗致傷における裁判員裁判の科刑状況は安定している、と判断することが可能である。

(7) 現住建造物等放火既遂

現住建造物等放火既遂における量刑分布を、図2-7に示す。

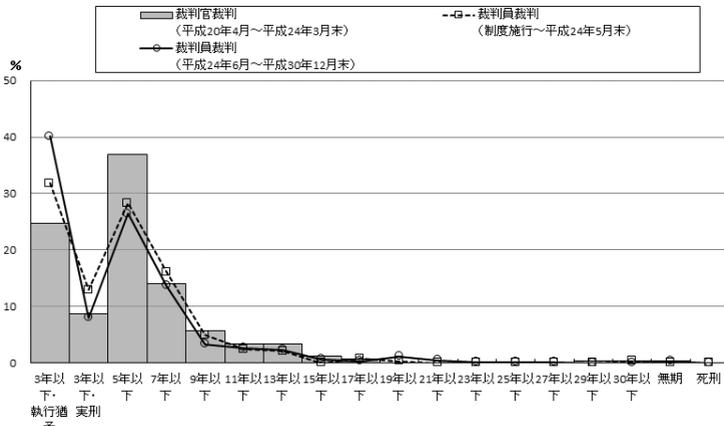


図2-7 量刑分布の比較（現住建造物等放火既遂）

図2-7からは、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、「3年以下・執行猶予」で増加し、「5年以下」で減少しており、したがって、明らかな寛刑化を認めることができる。また、期間後半では、期間前半に比べて、「3年以下・執行猶予」で増加し、その一方で、「3年以下・実刑」から「9年以下」の刑期区分においてわずかではあるが減少していることから、寛刑化は期間後半でさらに進んだものと判断することができる。

(8) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反における量刑分布を、図2-8に示す。

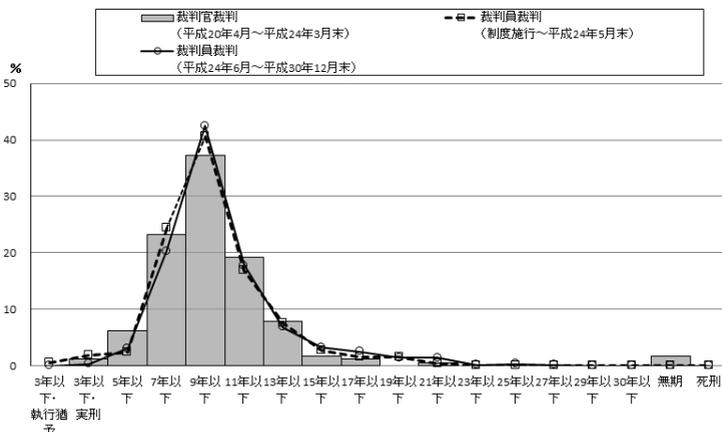


図2-8 量刑分布の比較（覚せい剤取締法違反）

図2-8からは、裁判員裁判と裁判官裁判とで、科刑状況に大きな違いを認めることはできない。したがって、裁判員裁判と裁判官裁判とで、量刑分布に大きな差異は生じていないと判断できる。ただし、裁判員裁判での人員割合は、裁判官裁判に比べて、最頻出部である「9年以下」で増加し、同時に、最頻出部を挟んだ「5年以下」「7年以下」および「11年以下」で減少している。したがって、裁判員裁判では、裁判官裁判に比べて量刑の幅が若干狭くなっているともいえる。

(9) 小括

以上から、総括報告書に掲載された量刑データによる分析の結果として、次のようにまとめることができる。まず、①重罰化と寛刑化の双方が見られるものとして、殺人既遂、殺人未遂および強盗致傷をあげることができる。次に、②重罰化が見られるものとして、(準)強姦致死傷・(準)強制性交等致死傷、(準)強制わいせつ致死傷をあげることができる。こ

これらの罪については、裁判員裁判施行以前から量刑における重罰化が指摘されており⁽¹⁹⁾、裁判員裁判でもこの動きを維持しているものと思われる。また、①と②の中間に位置するもの、すなわち、全体的な重罰化と若干の寛刑化が見られるものとして、傷害致死をあげることができる。さらに、③寛刑化が見られるものとして、現住建造物等放火既遂を、また、④裁判員裁判でも科刑状況に変化はなく、むしろ、裁判員裁判によって量刑の幅が若干狭くなったものとして、覚せい剤取締法違反をあげることができる。したがって、「裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることもうかがわれる」とする総括⁽²⁰⁾は、④についてはあてはまらない。

また、以上のような重罰化あるいは（および）寛刑化が、(i)期間前半に比べて期間後半でより強く現れるようになったものとして、殺人未遂、傷害致死、（準）強姦致死傷・（準）強制性交等致死傷および現住建造物等放火既遂をあげることができる。逆に、(ii)期間前半で現れた変化が期間後半になって弱くなる現象（裁判官裁判の方向に戻るような動き＝「揺り戻し」）が見られるものとして、殺人既遂、（準）強制わいせつ致死傷を、さらに、(iii)期間前半と期間後半を通してほぼ同じ状況が確認できるものとして、強盗致傷および覚せい剤取締法違反をあげることができる。したがって、「量刑傾向は動き続けて（いる）」とする総括⁽²¹⁾は、(iii)についてはあてはまないと判断できる。

それでは、概して「動き続けている」と評価される裁判員裁判の科刑状況について、以下では、司法統計年報のデータを用いてより詳しく検討することにする。

(19) 木村光江「刑法各則の罰則整備」ジュリスト1276号（2004年）63頁以下。

(20) 総括報告書・前出注(7) 17頁。

(21) 総括報告書・前出注(7) 17頁。

3 裁判員裁判における科刑状況の推移

裁判員裁判における科刑状況の推移すなわち時間的变化を、裁判員裁判が施行された平成21年から令和元年まで⁽²²⁾の司法統計年報に掲載された量刑データ⁽²³⁾を用いて分析する。まず、総括報告書による分析では、期間前半と期間後半とを通して比較的安定していると判断された（前出2(9)(iii)罪のうち、裁判官裁判から大きな差異は認められない（前出2(9)④）「覚せい剤取締法違反」を取り上げ、次に、同じく比較的安定していると判断された罪のうち、裁判官裁判に比べて重罰化と寛刑化の双方が見られる（前出2(9)①）「強盗致傷」、さらに、期間前半に比べて期間後半で重罰化・寛刑化がより強く現れるようになったと判断された（前出2(9)(i)）「傷害致死」、「強姦致死傷・強制的性交等致死傷」および「現住建造物等放火」、期間前半で現れた変化が期間後半になって弱くなる現象（揺り戻し）が見られると判断された（前出2(9)(ii)）「強制わいせつ致死傷」について、順次検討していくこととする。なお、殺人については、総括報告書では既遂と未遂に分けて集計されているが、司法統計年報ではその区別をしていないので、「殺人」として、最後に取り上げることとする。

(22) 総括報告書の量刑データは平成30年12月末までを集計期間としているので、ここでの司法統計年報を用いた分析は、総括報告書よりも新しいデータを反映している（正確に「10年間」の分析である）。

(23) 『司法統計年報2 刑事編』（平成21年～令和元年）のうち「第46表 通常第一審事件のうち裁判員裁判による終局総人員一罪名別終局区分別一全地方裁判所」および「第47表 通常第一審事件のうち裁判員裁判による有罪（懲役・禁錮）人員一罪名別刑期区分別一全地方裁判所」に掲載されたデータ。

(1) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反における各年ごとの量刑分布を図3-1⁽²⁴⁾に、また、各年での刑期区分ごとの人員割合を求めてその推移を表したもの（刑期区分人員割合推移）を図3-2に示す。なお、制度施行の年である平成21年については、人員の数が他の年に比べて非常に少ないため⁽²⁵⁾、量刑分布を表すグラフは省略し、刑期区分人員割合推移は、平成22年とあわせて集計した（以下、同様）。

図3-1からは、覚せい剤取締法違反の量刑分布は、平成22年以來、最頻出部を「10年以下」として、ほぼ同様の形状を持った分布を形成していることがわかる。ただし、平成29年では、他の年に比べて「20年以下」の人員が増えており、また、図3-2からは、平成28年で「15年以下」の人員割合が増加し、平成29年には「20年以下」の人員割合が急増していることがわかる。しかし、平成30年以降はそれらの刑期区分で以前の割合に戻るよう動いており、この現象は一時的なものと判断することも可能である。

総括報告書の量刑データによる検討からは、覚せい剤取締法違反における科刑状況は、裁判員裁判と裁判官裁判とで基本的に大きな差異はないと判断される（前出2(8)）。司法統計年報の量刑データからも、覚せい剤取締法違反における裁判員裁判の科刑状況は、一時的な変動が見られるものの、裁判官裁判の時代から基本的には安定していると判断してよいと考えられる。

(24) 図3-1～図3-14は、司法統計年報・前掲注23のデータにより作成。

(25) なお、覚せい剤取締法違反において、平成21年の人員は16人であり、最も多い年の人員は平成23年の162人、平成21年を除いた最も少ない年の人員は平成28年の26人である。また、100人を超えた年は、11年間のうち7年である（司法統計年報・前掲注23）。

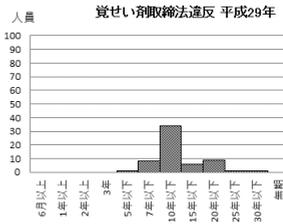
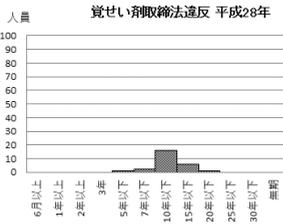
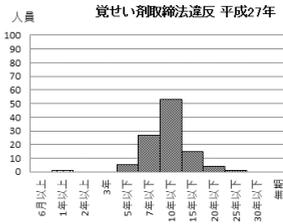
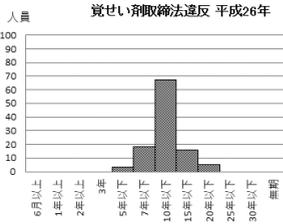
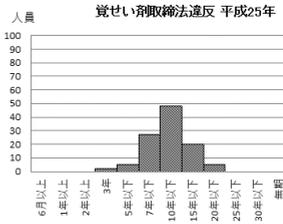
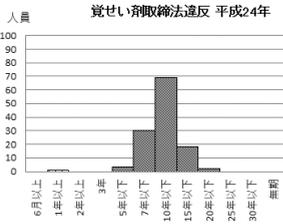
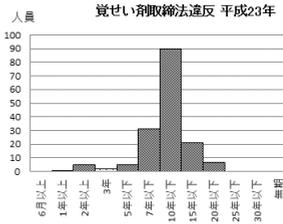
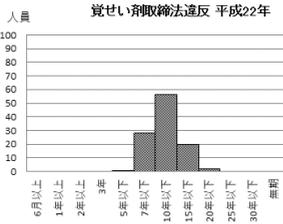
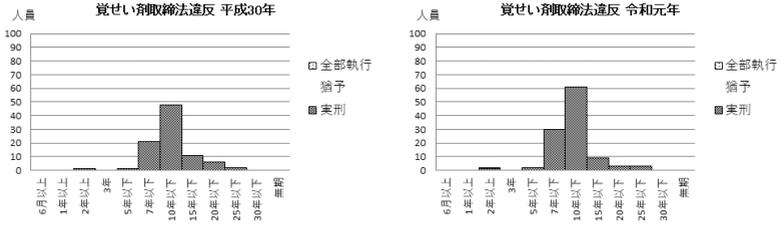


図3-1 覚せい剤取締法違反 量刑分布

裁判員裁判における量刑傾向の特徴



(図3-1 続き)

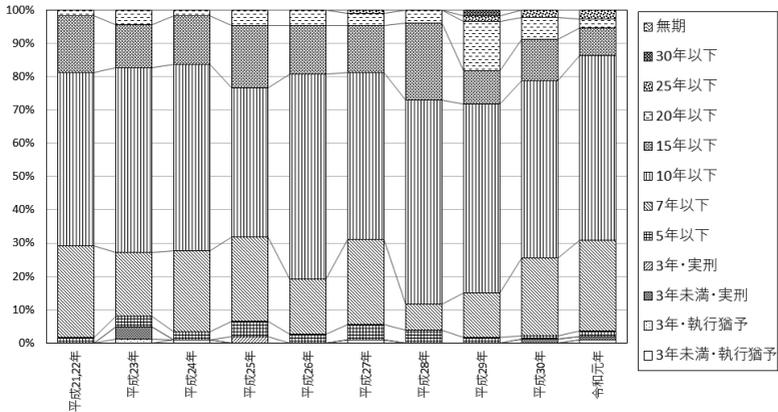


図3-2 覚せい剤取締法違反 刑期区分人員割合推移

(2) 強盗致傷

強盗致傷における各年ごとの量刑分布を図3-3に、刑期区分人員割合推移を図3-4に示す⁽²⁶⁾。

図3-3からは、量刑分布の最頻出部が、平成26年と令和元年を除いて、

⁽²⁶⁾ なお、強盗致傷において、平成21年の人員は42人であり、最も多い年の人員は平成22年の393人、平成21年を除いた最も少ない年の人員は平成29年の183人である(司法統計年報・前掲注⁽²³⁾)。

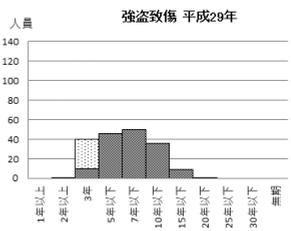
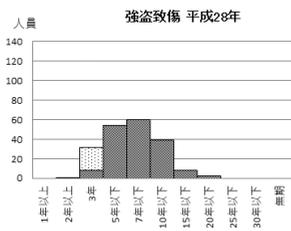
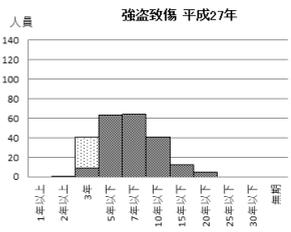
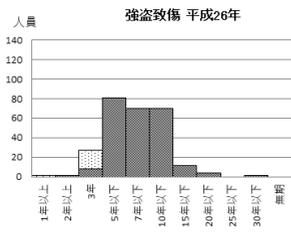
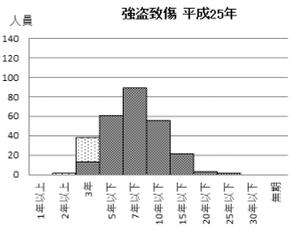
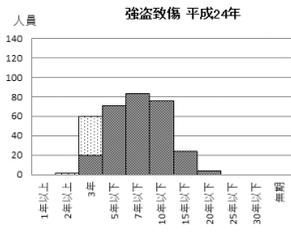
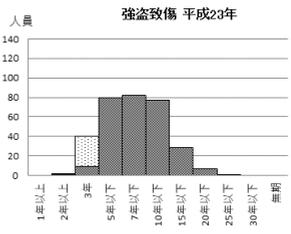
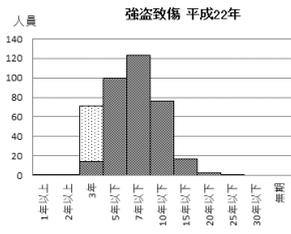
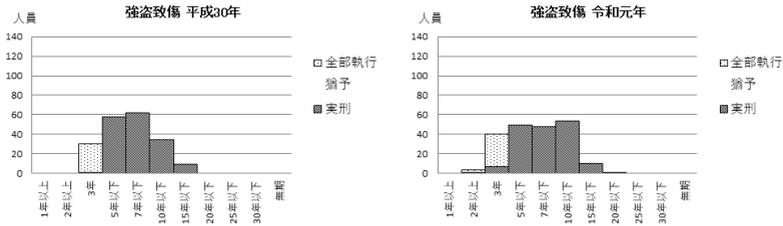


図3-3 強盜致傷 量刑分布

裁判員裁判における量刑傾向の特徴



(図3-3 続き)

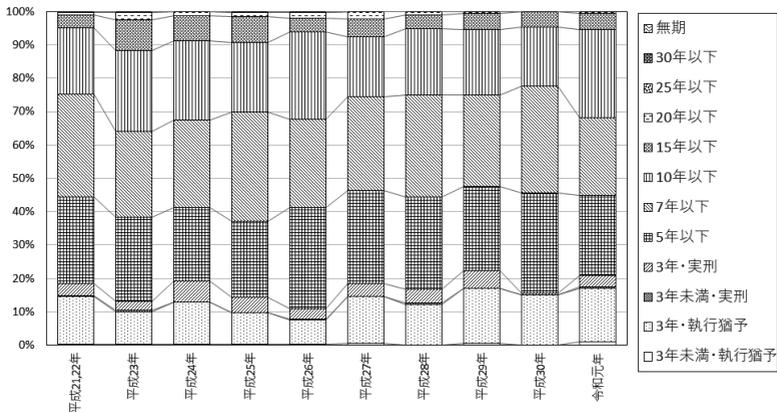


図3-4 強盗致傷 刑期区分人員割合推移

「7年以下」で推移しており、その限りでは科刑状況は比較的安定しているようにも見受けられる。一方、図3-4からは、「3年・執行猶予（「刑期が3年で、執行猶予つき」を意味する。以下同じ）」については、2～3年の間隔で増減を繰り返しながら、全体的に増加の方向に動いていること、また、「10年以下」およびそれより上の刑期区分については、平成23年にいったん急増したあと、平成26年に若干増加したのを除いて、平成30年までは減少を続け、そして、令和元年には再び急増している。

総括報告書のデータによる検討からは、強盗致傷における裁判員裁判の

科刑状況は、裁判官裁判に比べて、執行猶予領域における寛刑化と実刑領域における重罰化の双方が生じており、その傾向は期間前半から期間後半にかけて安定していると判断される（前出2(6)）。これに対して、司法統計年報のデータからは、総括報告書によって確認された寛刑化と重罰化の傾向は、安定したものではなく、数年の間隔で変動していると判断することができる（なお、司法統計年報の量刑データから明らかにされる変動は、総括報告書のように期間前半あるいは期間後半というように一定期間をまとめてしまうと、それぞれの変動が相殺されて表面には現れないものと思われる）。

(3) 傷害致死

傷害致死における各年ごとの量刑分布を図3-5に、刑期区分人員割合推移を図3-6に示す⁽²⁷⁾。

図3-5からは、量刑分布の最頻出部が、年によって「7年以下」と「10年以下」とで交互に現れていること、また、平成25, 26, 28, 29年では、分布の頂点が2つ形成されていることがわかる。また、図3-6からは、執行猶予（「3年未満・執行猶予（刑期が3年未満で、執行猶予つき）」を意味する。以下同じ）および「3年・執行猶予」の割合が2～3年の間隔で増減を繰り返しており、また、それに近い周期で、「10年以下」およびそれよりも上の刑期区分の割合が増減を繰り返していることもわかる。

総括報告書のデータによる検討からは、傷害致傷における裁判員裁判の科刑状況は、裁判官裁判に比べて、全体的に重罰化が進むと同時に、期間後半には寛刑化も見られると判断される（前出2(3)）。これに対して、司法統計年報のデータからは、その重罰化および寛刑化については、いずれ

⁽²⁷⁾ なお、傷害致死において、平成21年の人員は8人であり、最も多い年の人員は平成24年の179人、平成21年を除いた最も少ない年の人員は令和元年の79人である（司法統計年報・前掲注⁽²³⁾）。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

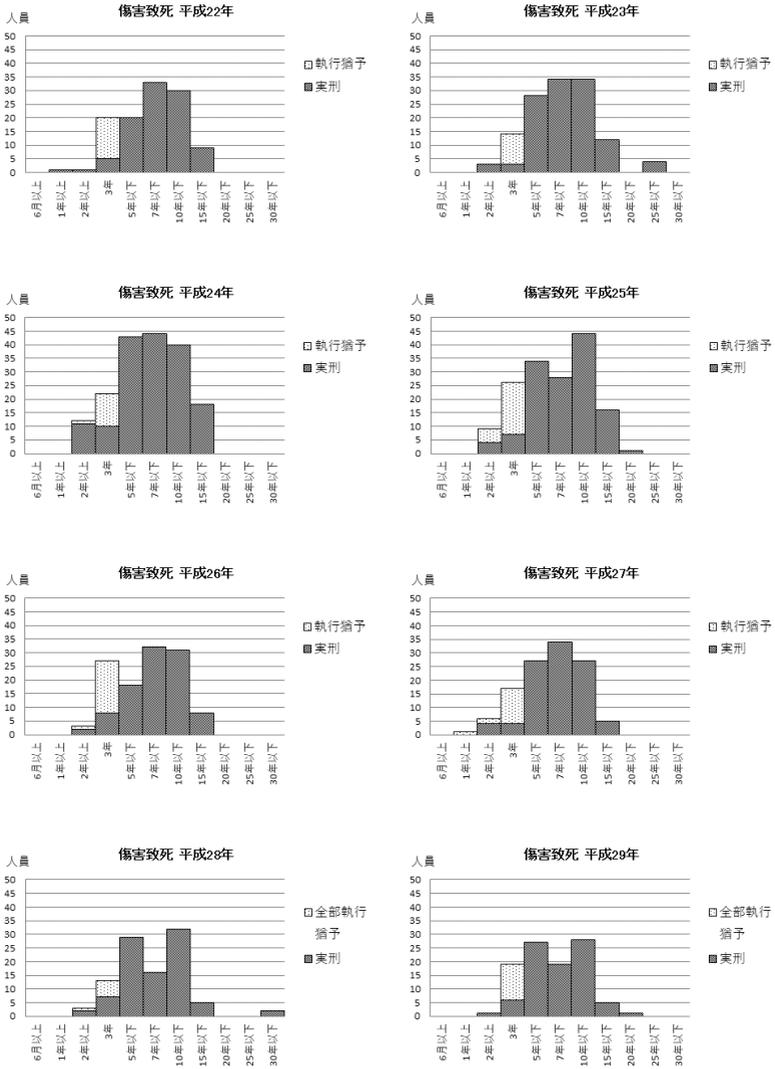
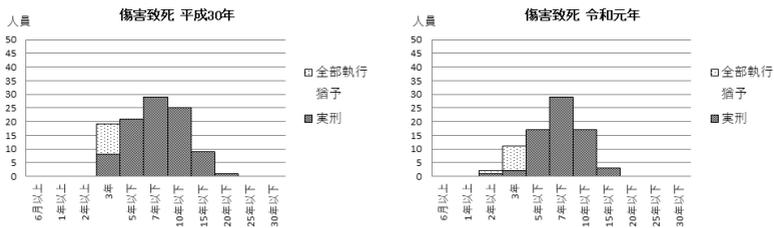


図3-5 傷害致死 量刑分布



(図3-5 続き)

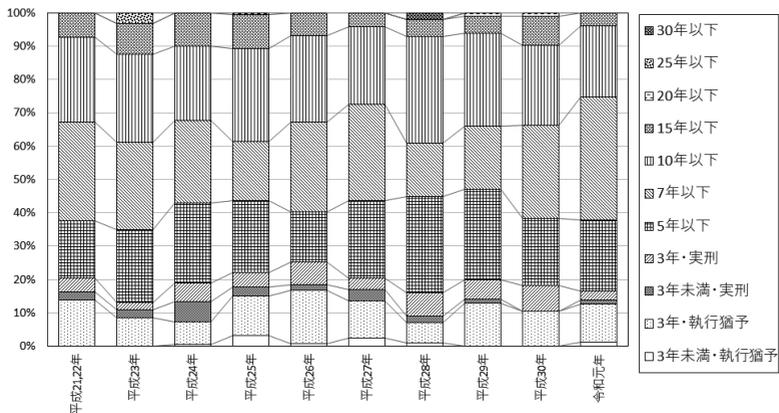


図3-6 傷害致死 刑期区分人員割合推移

も数年ごとに増減が見られ、重罰化と寛刑化の双方で大きく変動を繰り返していると判断することができる。

(4) 強姦致死傷・強制性交等致死傷

強姦致死傷・強制性交等致死傷における各年ごとの量刑分布を図3-7に、刑期区分人員割合推移を図3-8に示す⁽²⁸⁾。

図3-7からは、量刑分布の最頻出部が「7年以下」から「10年以下」へ移行していること、また、図3-8からは、「15年以下」の割合が年が進むに従って増加していることがわかる。しかし、「20年以下」およびそれより上の刑期区分については、平成24年から平成27年にかけてその割合が減少しており、また、「3年・執行猶予」については、若干の変動を示しながらも、平成30年まではわずかにその割合が増加を続けていることもわかる。

総括報告書のデータによる検討からは、強姦致死傷・強制性交等致死傷における裁判員裁判の科刑状況は、裁判官裁判に比べて、重罰化しており、かつ、その傾向は期間後半でさらに進んでいると判断される（前出2(4)）。これに対して、司法統計年報のデータからは、「15年以下」を中心とした刑の中間領域における重罰化は進んでいると同時に、「20年以下」およびそれよりも上の領域と執行猶予の領域では、寛刑化が見られると判断することができる。

なお、平成30年と令和元年では、量刑分布および刑期区分人員割合推移が他の年とは異なる様相を示している。具体的には、平成30年では、最頻出部が前年までの「10年以下」から「7年以下」に移動していると同時に、「25年以下」の割合がそれ以前に比べて増加している。また、令和元年には、「25年以下」の割合が急減すると同時に、「3年・実刑」の割合が急増している。

(28) なお、強姦致死傷・強制性交等致死傷において、平成21年の人員は8人であり、最も多い年の人員は平成24年の101人、平成21年を除いた最も少ない年の人員は令和元年の42人である（司法統計年報・前掲注(23)）。

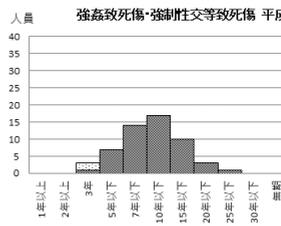
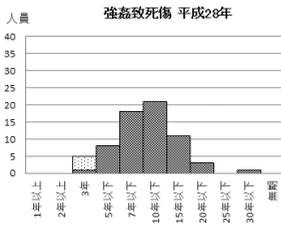
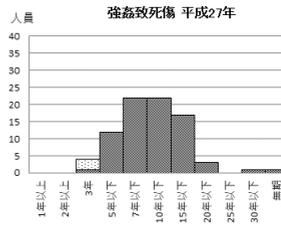
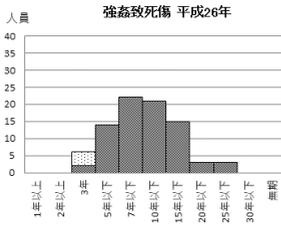
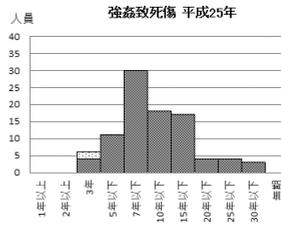
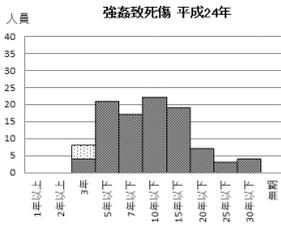
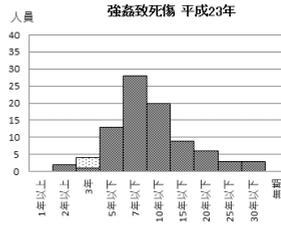
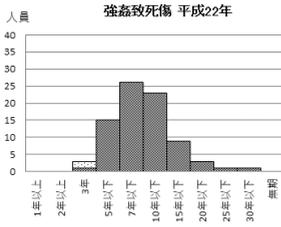
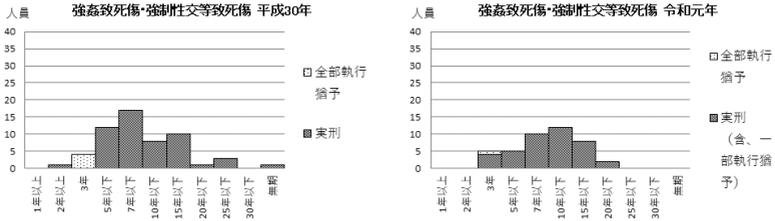


図3-7 強姦致死傷・強制性交等致死傷 量刑分布

裁判員裁判における量刑傾向の特徴



(図3-7 続き)

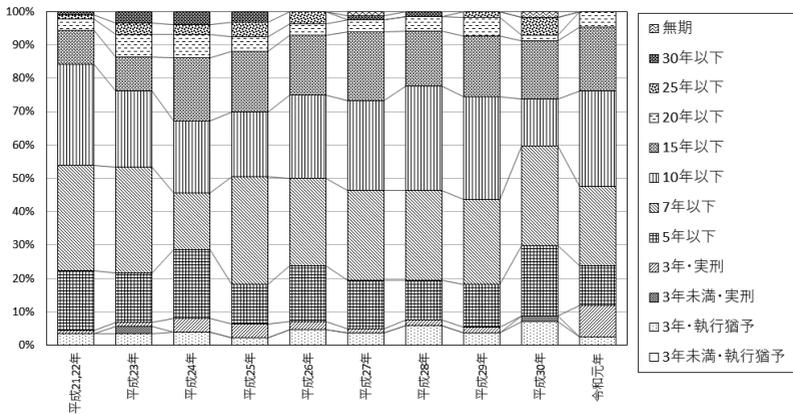


図3-8 強姦致死傷・強制性交等致死傷 刑期区分人員割合推移

このような現象の一つの原因としては、平成29年の改正（平成29年法律第72号）を考慮することができる。すなわち、平成29年の改正では、強姦罪の構成要件が見直されると同時に、強姦罪（改正後、強制性交等罪）および同致死傷罪の法定刑下限が引き上げられている⁽²⁹⁾。平成29年の改正において、構成要件の見直しによって処罰範囲が拡大されたことから、刑の下方・中間領域での事件が増えること、また、法定刑下限が引き上げられ

(29) 前掲注(18)。

たことから、刑の上方領域での重罰化が誘導されたことが考えられる。そして、当該改正の施行は同年7月であるので、改正の影響が平成30年以降に現れる可能性は十分にあり、平成30年の科刑状況はこの改正の影響を反映したものであると考えることもできる。さらに、令和元年の科刑状況は、改正の影響に対する揺れ戻しがあった（平成30年における改正の影響を緩和する動きがあった）可能性を示唆しているともいえる。現時点では、それ以降のデータがないため、これらの現象が一時的なものか否かはただちに判断できないが、法改正と量刑の関係を考える上で興味深いものであり、今後の動きを注視すべきである。

(5) 現住建造物等放火

現住建造物等放火における各年ごとの量刑分布を図3-9に、刑期区分人員割合推移を図3-10に示す⁽³⁰⁾。

図3-9からは、量刑分布の最頻出部は執行猶予と実刑を含めた「3年」であり、また、次に人員割合が多い刑期区分は「5年以下」であって、この状況は10年間変化していないことがわかる。また、図3-10からは、執行猶予（「3年未満・執行猶予」および「3年・執行猶予」）の割合は、平成26年と平成29年に急増すると同時に、いずれも翌年には減少に転じていることがわかる。

総括報告書のデータによる検討からは、現住建造物等放火における裁判員裁判の科刑状況は、裁判官裁判に比べて寛刑化しており、かつ、その傾向は期間後半でさらに進んでいると判断される（前出2(7)）。一方、司法統計年報のデータからは、執行猶予における寛刑化については、急激な変動

⁽³⁰⁾ なお、現住建造物等放火において、平成21年の人員は11人であり、最も多い年の人員は平成23年の151人、平成21年を除いた最も少ない年の人員は平成29年の86人である（司法統計年報・前掲注⁽²³⁾）。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

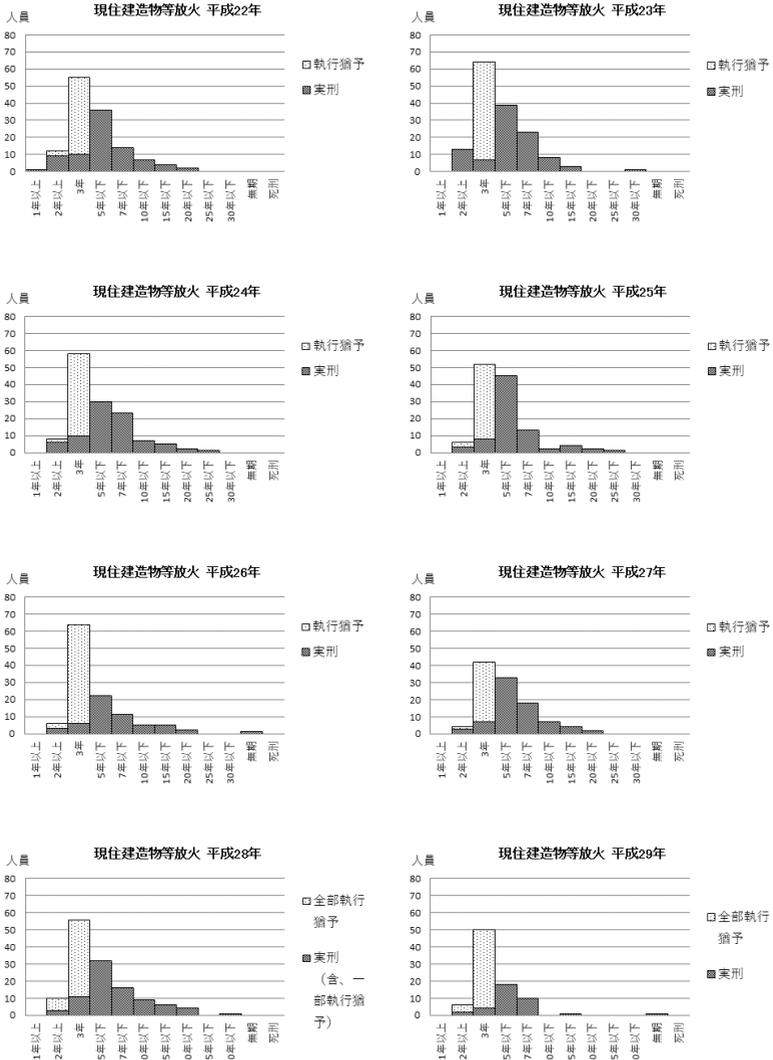
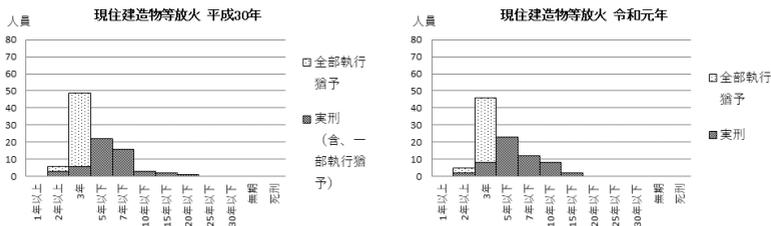


図3-9 現住建築物等放火 量刑分布



(図3-9 続き)

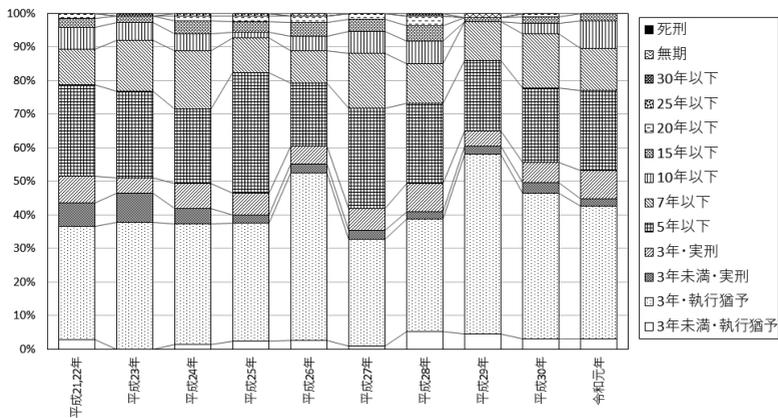


図3-10 現住建造物等放火 刑期区分人員割合推移

をしながら推移していると判断することができる。

(6) 強制わいせつ致死傷

強制わいせつ致死傷における各年ごとの量刑分布を図3-11に、刑期区分人員割合推移を図3-12に示す⁽³¹⁾。

(31) なお、強制わいせつ致死傷において、平成21年の人員は9人であり、最も多い年の人員は平成25年の102人、平成21年を除いて最も少ない年の人員は平成22年の63人である(司法統計年報・前掲注23)。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

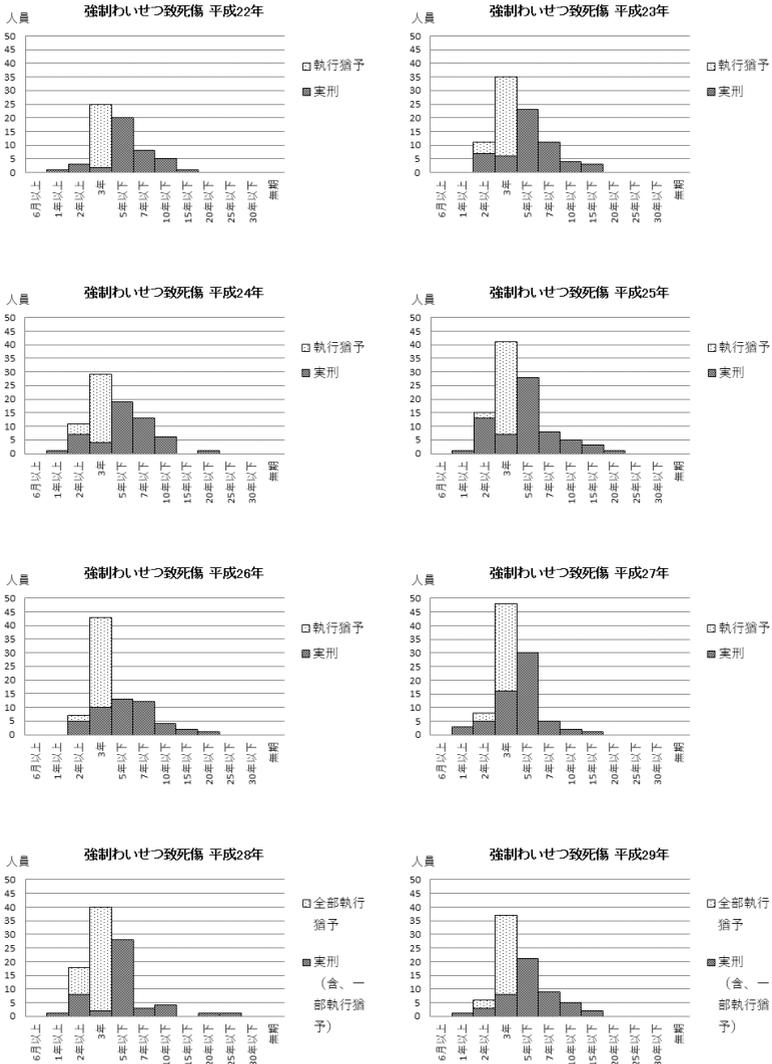
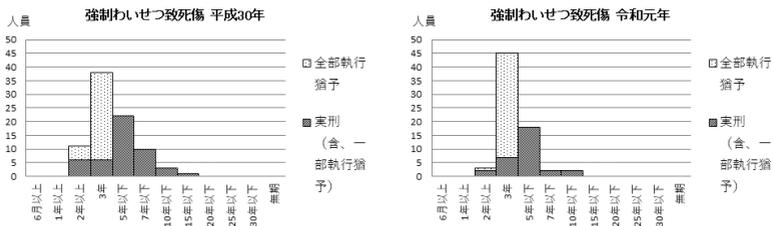


図3-11 強制わいせつ致死傷 量刑分布



(図3-11 続き)

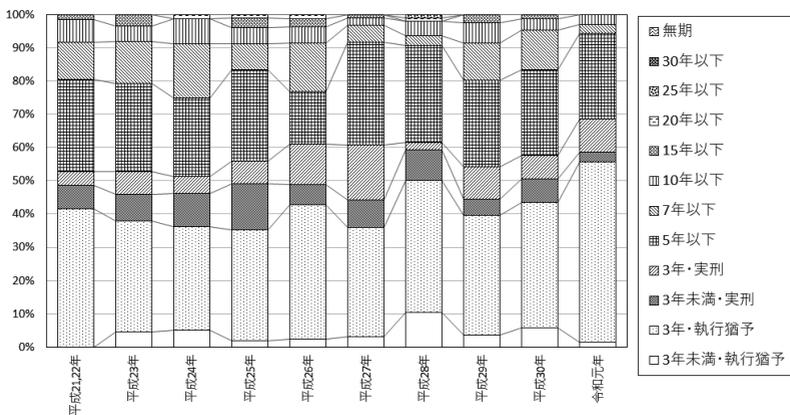


図3-12 強制わいせつ致死傷 刑期区分人員割合推移

図3-11からは、量刑分布の最頻出部は執行猶予と実刑をあわせた「3年」、次に人員割合が多い刑期区分は「5年以下」であって、これらは10年間変化していないことがわかる。一方、図3-12からは、執行猶予（「3年・執行猶予」および「3年未満・執行猶予」）の割合が平成25年にかけて減少し、その後は増減を経ながら令和元年にかけて増加の方向に動いている。また、「7年以下」およびそれより上の刑期区分について、その割合は、平成24年までは増加し、その後平成27、28年で急減し、平成29年にはいったん増加するものの、その後減少の方向に動いている。

総括報告書のデータによる検討からは、強制わいせつ致死傷における裁判員裁判の科刑状況は、裁判官裁判に比べて期間前半では重罰化しているが、期間後半ではその重罰化に「揺り戻し」（もとの方向に戻る動き）が見られると判断される（前出2(5)）。そして、司法統計年報のデータからも、強制わいせつ致死傷における裁判員裁判の科刑状況は、施行当初では重罰化が進んでいたが、年ごとの急激な変動を経ながら、重罰化を弱める方向の動きが見られるようになり、ここからも「揺り戻し」の現象が見られると判断できるのである。

(7) 殺人

殺人における各年ごとの量刑分布を図3-13に、刑期区分人員割合推移を図3-14に示す⁽³²⁾。

まず、図3-13からは、殺人の量刑分布は他の罪と比べてその分布形状が大きく異なることが確認できる。すなわち、量刑分布において、「3年」を頂点とする部分と「15年以下」を頂点とする部分の少なくとも2つの分布の山が存在する。これは、殺人においては、「3年（執行猶予）」を中心とする殺人未遂と「15年以下」を中心とする殺人既遂とで、その量刑分布が大きく異なるためである（前出、図2-1および図2-2参照）。このような分布形状は、殺人における量刑分布の特徴であり、裁判官裁判の時代から見られるものである⁽³³⁾。裁判員裁判においても、殺人におけるこの特徴は基本的に引き継がれているものといえる。

(32) なお、殺人において、平成21年の人員は33人であり、最も多い年の人員は平成22年の357人、平成21年を除いた最も少ない年の人員は平成29年の221人である（司法統計年報・前掲注23）。

(33) 小島透「自由刑の実態と量刑判断——統計データから見たわが国における自由刑の科刑状況とその検討」岡山理科大学紀要40号B（2005年）51頁を参照。

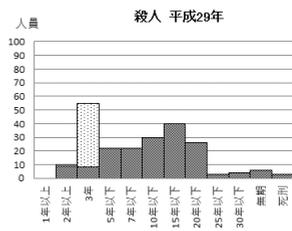
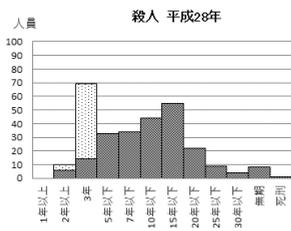
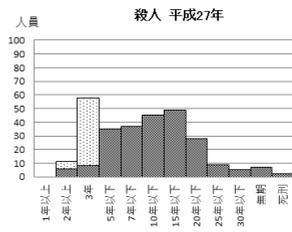
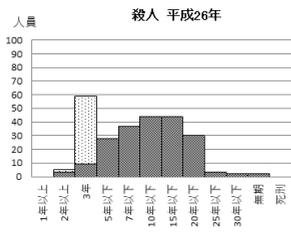
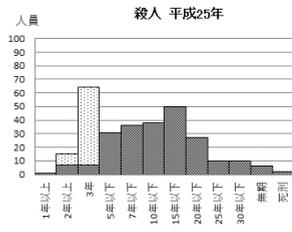
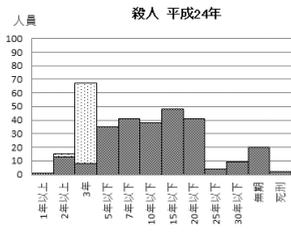
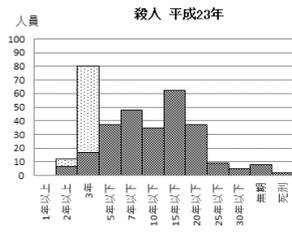
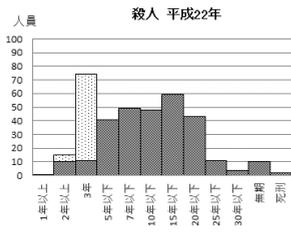
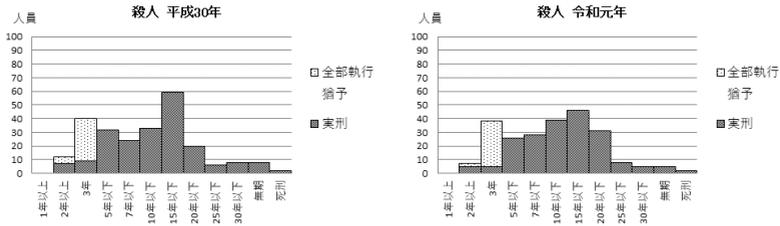


図3-13 殺人 量刑分布

裁判員裁判における量刑傾向の特徴



(図3-13 続き)

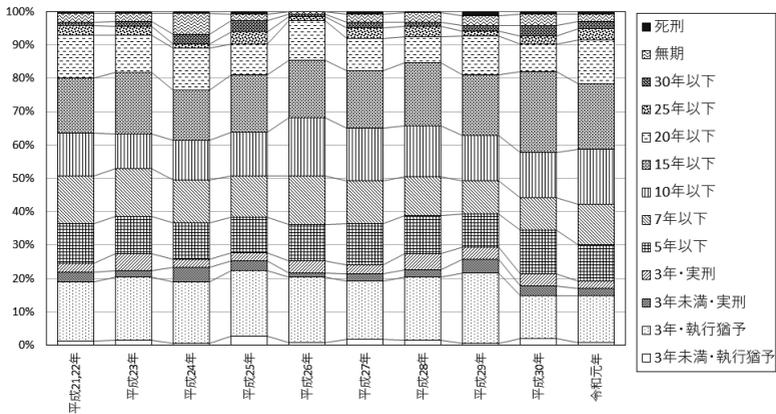


図3-14 殺人 刑期区分人員割合推移

さらに、図3-14からは、「3年・執行猶予」について、その割合は、平成29年まではわずかに増加しているが、平成30年、令和元年と急に減少していること、また、「15年以下」およびそれより上の刑期区分について、その割合は、制度施行から平成24年までは増加をし、その後平成26年までは減少を続け、さらに平成27年には増加に転じて、以降増加を続けていることがわかる。

総括報告書のデータによる検討からは、殺人既遂および殺人未遂における裁判員裁判の科刑状況は、裁判官裁判に比べて、重罰化・寛刑化の双

方が見られるとともに、殺人既遂では、期間後半でもとの方向に戻る動き（揺り戻し）が、また、殺人未遂では、期間後半で重罰化がさらに進んでいると判断される（前出2(1), (2)）。これに対して、司法統計年報のデータからは、既遂および未遂をあわせた殺人における裁判員裁判の科刑状況は、執行猶予および実刑の下方領域での寛刑化については、わずかながら増加傾向であったものが最近では「揺り戻し」（逆の方向での動き）が、また、刑の中間領域での重罰化については、数年ごとに変動を繰り返していると判断することができる。

(8) 小括

以上から、司法統計年報に掲載された量刑データによる分析の結果として、裁判員裁判における科刑状況の推移を、次のようにまとめることができる。

まず、裁判員裁判において比較的安定した（年ごとの変動が少ない）科刑状況を示すものとして、覚せい剤取締法違反をあげることができる。そして、総括報告書による検討結果とあわせると、覚せい剤取締法違反における裁判員裁判の科刑状況は、裁判官裁判のときを含めて、安定していると判断できる。もっとも、平成29年に一時的な変動が見られることにも留意しておく必要がある。

一方、総括報告書による検討結果からは、裁判官裁判に比べて重罰化・寛刑化の傾向が期間前半と期間後半を通して比較的安定しているとされた強盗致傷をはじめ、期間前半に比べて期間後半では重罰化・寛刑化が強く表れるようになったとされる傷害致死、強姦致死傷・強制性交等致死傷、現住建造物等放火、期間前半で現れた重罰化・寛刑化が期間後半になって弱くなる「揺り戻し」が見られると判断された強制わいせつ致死傷、および、それらが複合する殺人のいずれについても、数年の間隔で変動する現象（以下、「量刑のゆれ」という）が確認される。

科刑状況が年によって刑の上限方向あるいは下限方向に動くことは、その年によって処理の対象となる具体的な事件が異なることから、当然ありうることである。その一方で、裁判員裁判においては、量刑判断を経験したことがない裁判員がその事件1回限りで判断を行うため、量刑判断に精通した裁判官のみによって行う裁判官裁判の量刑に比べて、「ゆれ」（「ブレ」といってもよいであろう）の幅が大きくなり、それが科刑状況に現れる可能性もありうる。

そこで、以下では、裁判員裁判における「量刑のゆれ」が裁判員裁判に特徴的なものであるのかを、裁判官裁判の科刑状況の推移と比較することによって検討すると同時に、裁判員裁判における科刑状況の特徴について、若干の検討を試みることにする。

4 裁判員裁判における科刑状況の特徴

(1) 「量刑のゆれ」について

まず、前出3で確認した裁判員裁判における「量刑のゆれ」すなわち数年の間隔で現れる科刑状況の急な変動を検討するため、本稿において検討対象とした罪のうち、裁判官裁判と裁判員裁判を通して安定していると判断された覚せい剤取締法違反を除く6つの罪の裁判員裁判における科刑状況の変動を検討する

そのために、当該6つの罪における裁判官裁判について、科刑状況の推移を刑期区分人員割合推移で示し、裁判員裁判のそれと比較することとする。なお、裁判官裁判の科刑状況の推移は、本稿の検討対象である強盗致傷、傷害致死、強姦致死傷・強制性交等致死傷、現住建造物等放火、強制わいせつ致死傷および殺人について、司法統計年報に掲載された量刑データのうち、集計分類における罪名が対応し、かつ、裁判員裁判にできるだけ時期的に近いものとして、平成元年から平成10年までのデータを使用

して³⁴⁾、それぞれの罪について刑期区分人員割合推移を示すこととする。なお、平成16年には自由刑について法定刑の引上げを中心とする法定刑変更が行われており³⁵⁾、ここで用いる裁判官裁判の量刑データは平成16年の法定刑変更の前のものであるのに対して、裁判員裁判の量刑データは法定刑変更の後のものである。このため、両者の軽重を単純には比較することはできず、したがって、ここでは、あくまでも裁判官裁判と裁判員裁判における科刑状況の変動すなわち「量刑のゆれ」について検討するものであって、両者における量刑の「軽重」を直接比較するのではないことに注意されたい。

それでは、まず、現住建造物等放火における裁判官裁判の刑期区分人員割合推移を、図4-1³⁶⁾に示す。また、これとの比較を容易にするために、現住建造物等放火における裁判員裁判のそれ（前掲、図3-10）を、図4-1と併せて示す（再掲）ことにする（図4-2以下についても、同じ）。

現住建造物等放火における科刑状況の変動について、図4-1と図3-10とを比較すると、裁判官裁判でも変動は見られるものの、その変化はなめ

34) 周知の通り、司法統計年報に掲載されるデータの罪名別の集計は、平成10年までは「現住建造物等放火」、「傷害致死」、「強盗致傷」等のように、基本的に条文に規定された罪名ごとに行われていたが、平成11年からは「放火の罪」、「傷害の罪」、「強盗致死傷の罪」等として関連する複数の罪をひとまとめにして行われるようになった。なお、平成21年から、裁判員裁判による事件については、平成10年までのように罪名ごとのデータが集計されるようになった。

35) 「刑法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第156号、平成16年12月8日公布、平成17年1月1日施行）。

36) 図4-1～4-6は、『司法統計年報2 刑事編』（平成元年～平成10元年）のうち「通常第一審事件の終局総人員—罪名、男女・法人別終局区分別—全地方裁判所」（平成元年～8年は「36-1」、平成9、10年は「34-1」）および「通常第一審事件の有罪（懲役・禁錮）人員—罪名別刑期区分別—全地方裁判所」（平成元年～8年は「36-3」、平成9、10年は「34-3」）に掲載されたデータにより作成。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

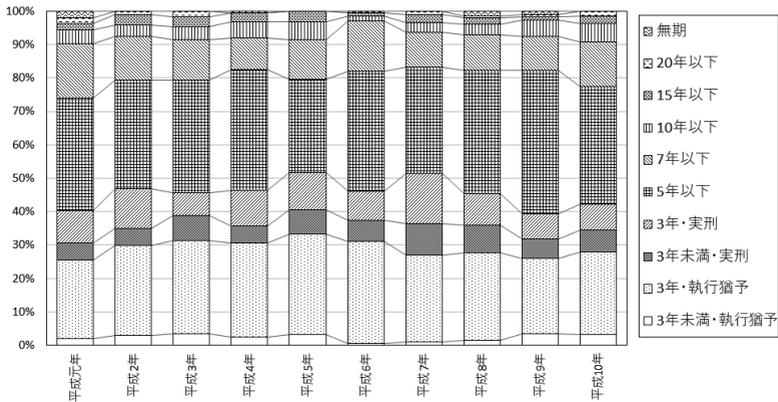


図4-1 現住建造物等放火 刑期区分人員割合推移——裁判官裁判

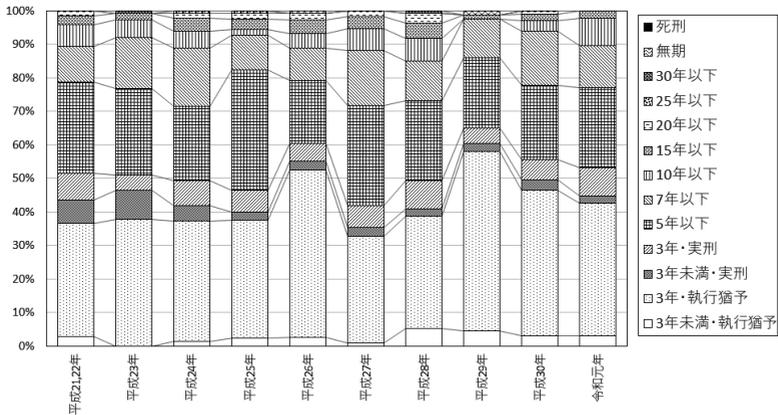


図3-10 同 ——裁判員裁判（再掲・前出3(5)）

らかに（ゆっくりと、漸進的に）進んでいるのに対して、裁判官裁判では、急激でかつ大きな変化が現れていることがわかる。

また、殺人における裁判官裁判の刑期区分人員割合推移を示した図4-2と、裁判員裁判のそれ（前掲、図3-14）とを比較すると、裁判官裁判でも科刑状況の変動は見られるが、裁判員裁判に比べて変動の幅は小さいこと

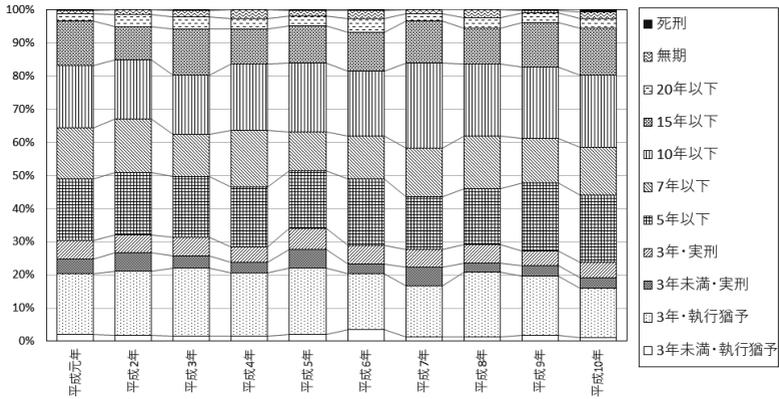


図4-2 殺人 刑期区分人員割合推移——裁判官裁判

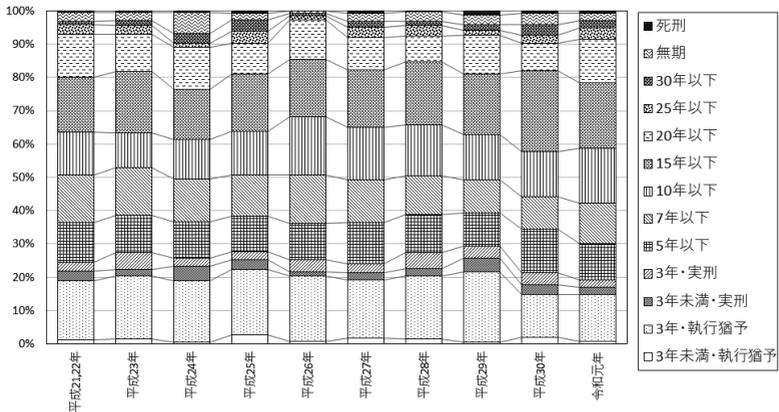


図3-14 同 ——裁判員裁判（再掲・前出3(7)）

がわかる。同様に、傷害致死における裁判官裁判の刑期区分人員割合推移を示した図4-3と、裁判員裁判のそれ（前掲、図3-6）とを比較すると、裁判官裁判での科刑状況の変動は、裁判官裁判における殺人よりもその幅は大きいものの、裁判員裁判における傷害致死の変動に比べれば、その幅は小さいことがわかる。さらに、強盗致傷における裁判官裁判の刑期区分人

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

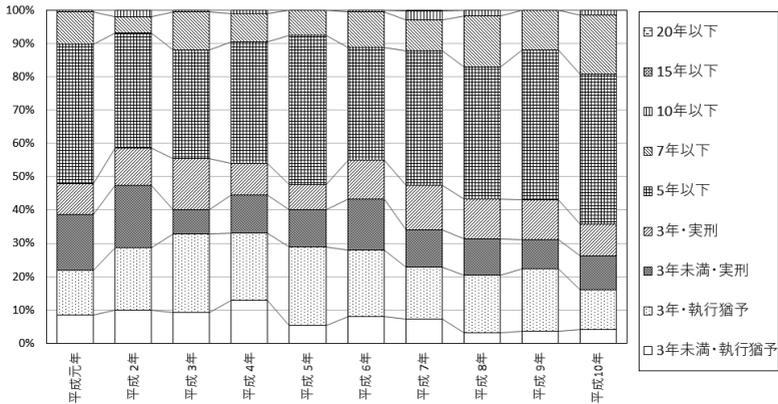


図4-3 傷害致死 刑期区分人員割合推移——裁判官裁判

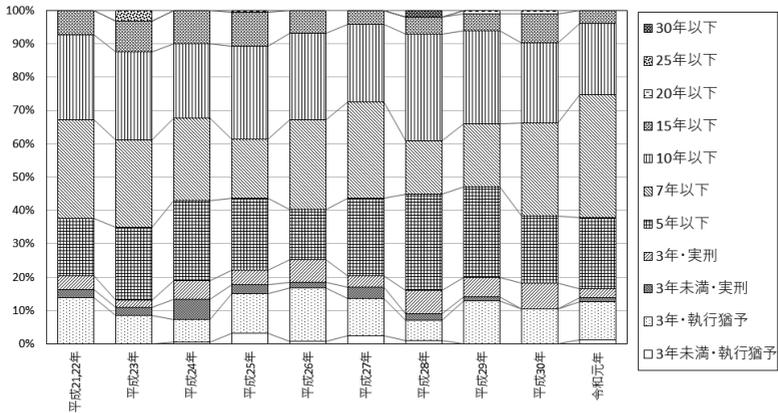


図3-6 同——裁判員裁判（再掲・前出3(3)）

員割合推移を示した図4-4と、裁判員裁判のそれ（前掲，図3-4）とを比較すると、裁判官裁判の科刑状況の変動については、平成9年で「5年以下」が急増しており、その限りでは変動は大きいようにも見えるが、平成10年にはそれ以前（平成8年まで）の割合に戻っており、その限りではその変動は一時的なものとも考えることもでき、これを考慮したうえで裁判員

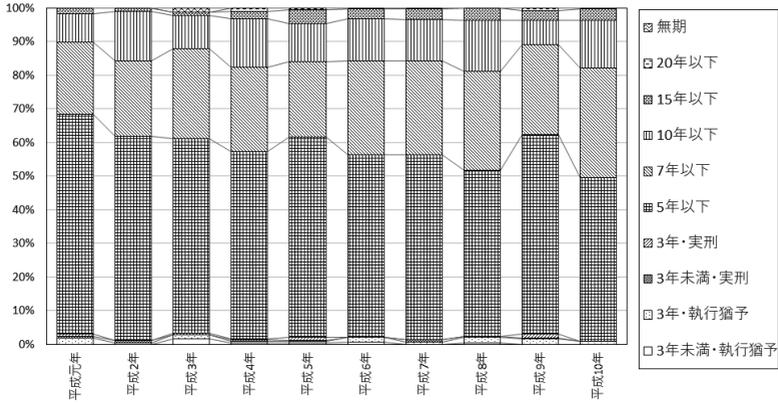


図4-4 強盗致傷 刑期区分人員割合推移——裁判官裁判

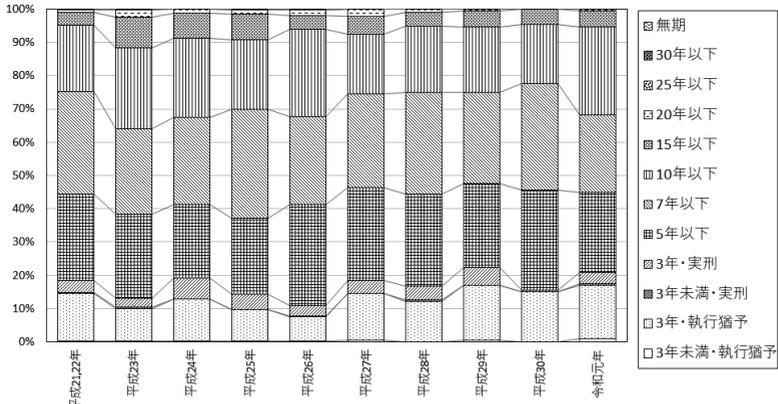


図3-4 同 ——裁判員裁判（再掲・前出3(2)）

裁判での変動とを比較すると、裁判官裁判での変動は裁判員裁判よりも小さいものと判断することができる。

一方、強制わいせつ致死傷における裁判官裁判の刑期区分人員割合推移を示した図4-5と、裁判員裁判のそれ（前掲、図3-12）とを比較すると、科刑状況は裁判官裁判でも大きく変動しており、変動の時間的間隔および

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

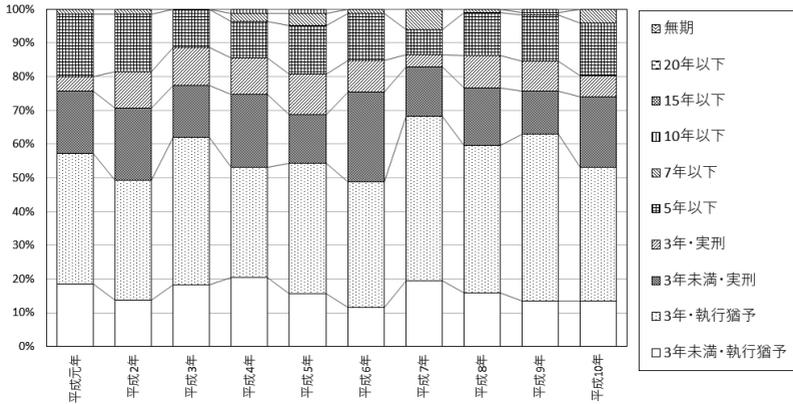


図4-5 強制わいせつ致死傷 刑期区分人員割合推移——裁判官裁判

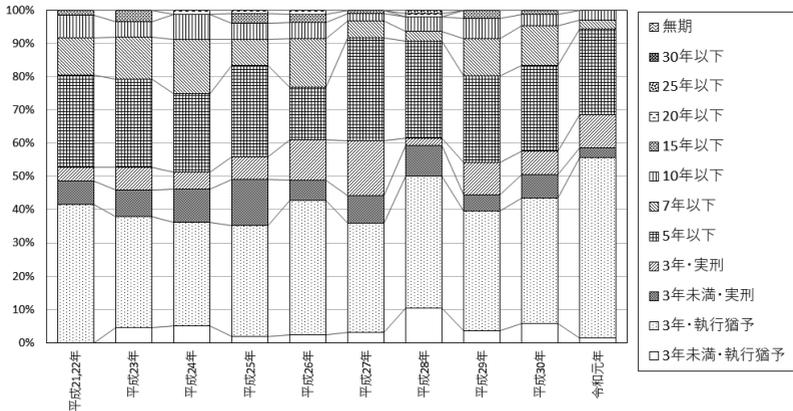


図3-12 同 ——裁判員裁判（再掲・前出3(6)）

幅は裁判員裁判と同じような態様を示している。同様に、強姦致死傷における裁判官裁判の刑期区分人員割合推移を示した図4-6と、裁判員裁判のそれ（前掲，図3-8）とを比較すると，裁判官裁判においても裁判員裁判と同じ程度の変動を示していると判断することができる。

以上をまとめると，現住建造物等放火，殺人，傷害致死および強盗致傷

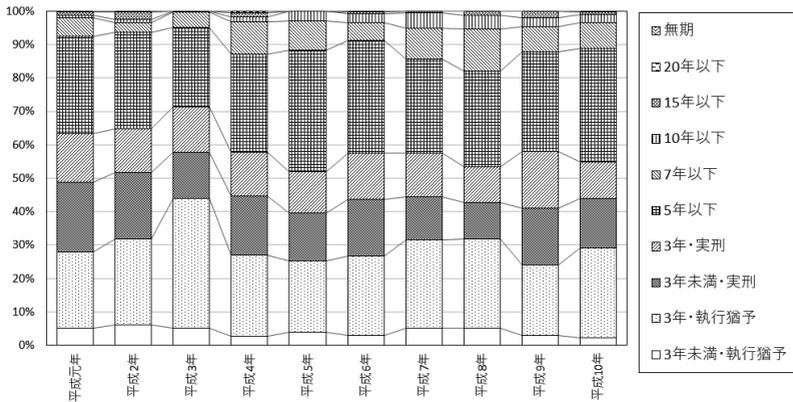


図4-6 強姦致死傷 刑期区分人員割合推移——裁判官裁判

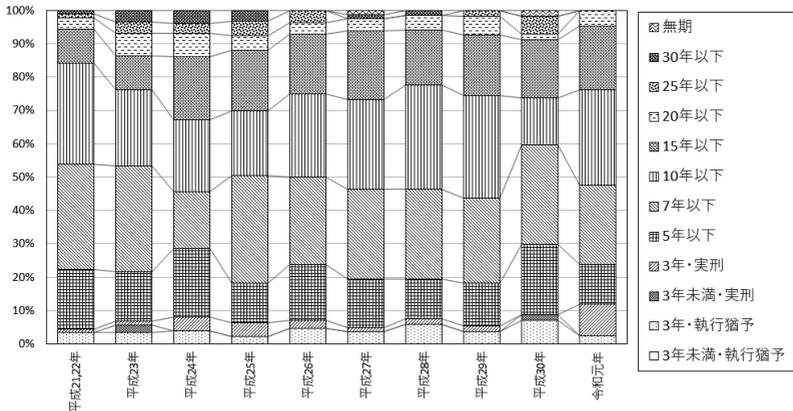


図3-8 同（・強制性交等致死傷）——裁判員裁判（再掲・前出3(4)）

においては、裁判員裁判での科刑状況の変動は、裁判官裁判に比べて時間的間隔が短かつ急激なものであり、この変動を裁判員裁判に特有の「量刑のゆれ」と捉えて、裁判員裁判における科刑状況の特徴と考えることができる。

これに対して、強制わいせつ致死傷および強姦致死傷（・強制性交等致

死傷)においては、「量刑のゆれ」は裁判官裁判から見られるものであり、裁判員裁判の特徴と捉えることはできない。これら性犯罪については、裁判員裁判の施行以前(すなわち裁判官裁判のとき)から重罰化の主張がなされ、かつ、それに対する科刑状況の変化(重罰化)が指摘されている⁽³⁷⁾。そして、以上の分析からは、強制わいせつ致死傷および強姦致死傷における従来(裁判官裁判)からの重罰化の動きは、徐々に(漸進的に)進んでいったのではなく、あるときに重罰化の方向に大きく動いたあと、いったんもとの方向に戻り(重罰化が弱まる)、また、重罰化の方向に進んでいく、ということを繰り返しながら、全体的に重罰化していったと判断することができる。

(2) 裁判官裁判と裁判員裁判との量刑の連続性

本稿の問題意識は、法律(量刑)の専門家である裁判官が行ってきた量刑判断に法律(量刑)について知識や経験のない裁判員が加わることで、量刑がどのように変化するか、である。

そこで、本稿最後の検討として、裁判員裁判の科刑状況の変化が裁判官裁判の時から「時間的」にどのような変遷を経てきたのか、すなわち、裁判官裁判の科刑状況と裁判員裁判のそれとがある程度の連続性を持っているのか、あるいは、断絶が見られるのかを検討する。すでに本稿では、総括報告書に掲載されたデータによって、裁判員裁判と裁判官裁判の科刑状況の差異を検討したが(前出2)、裁判員裁判の量刑データと裁判官裁判の量刑データでは、もともと時間的なズレが前提となっている⁽³⁸⁾。その意

(37) 木村・前掲注(19) 63頁以下。

(38) 総括報告書における量刑データにおいて、裁判官裁判のデータは「平成20年4月～平成24年3月末」となっており、裁判員裁判と一部时期的に重なっているが、裁判員裁判施行後に起訴された対象事件については、裁判員裁判によって行われる(平

味でも、あらためて、裁判官裁判から裁判員裁判へ移行する時期の科刑状況の変化について、確認しておく意義があると考ええる。

以下では、司法統計年報に記載された量刑データを用いる。ただし、平成11年から裁判員裁判施行までの期間については、殺人や強盗致傷などのような個々の罪ではなく、「殺人の罪」や「強盗致死傷の罪」などというように関係する複数の罪（前者については殺人のほか殺人予備、自殺関与、後者については強盗致傷のほか強盗致死など）をまとめた大枠の分類で集計されている⁽³⁹⁾。そのため、検察統計年報によって大枠の分類（例えば「殺人の罪」）における検討対象の罪（例えば「殺人」）の公判請求の割合を計算し、大枠の分類における科刑状況から検討対象の罪におけるおおよその科刑状況を確認（推測）することとする。その限りでは、検証の精度は低くなるが、それを前提に可能な範囲で検討を進めることとする。

まず、殺人の罪における平成11年から令和元年までの刑期区分人員割合推移を図4-7⁽⁴⁰⁾に示す。殺人の罪における「殺人」の公判請求の割合は、平成11年から令和元年まで90%前後ないしそれ以上の割合で推移している⁽⁴¹⁾。したがって、殺人の罪における刑期区分人員割合推移は、ほぼ「殺

成16年法律第63号附則第4条を参照)。もっとも、対象事件に該当する場合であっても、例外的に裁判官のみの合議体で事件を取り扱うこともできるが(裁判員法3条、3条の2)、極めて少数であろう。したがって、裁判官裁判として計上された事件は、裁判員裁判施行前に起訴されたものであると考えてよい。

(39) 前掲注34。

(40) 図4-7～図4-9は、『司法統計年報 2 刑事編』（平成11年～令和元年）のうち、「通常第一審事件の終局総人員——罪名別終局区分別——全地方裁判所」（平成11～17年は第32表、平成18年～令和元年は第33表）および「通常第一審事件の有罪（懲役・禁錮）人員——罪名別刑期区分別——全地方裁判所」（平成11年～17年は第33表、平成18年～令和元年は第34表）に掲載されたデータにより作成。

(41) 殺人の罪における殺人の公判請求の人員割合は、平成11年が96.8%，以降順に、95.6、94.8、95.3、96.8、95.5、95.3、93.3、95.9、93.1、91.2、89.4、91.7、90.5、91.2、91.2、89.9、92.3、

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

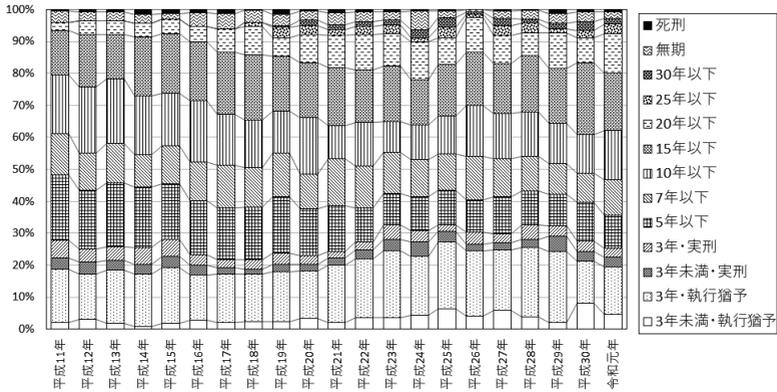


図4-7 殺人の罪 刑期区分人員割合推移——平成11年～令和元年

人」のそれを表していると考えてよい。

図4-7からは、次の点を確認することができる。まず、期間全体（平成11年～令和元年）を通して科刑状況の変動は見られるが、平成21年すなわち裁判員裁判施行の年を境に、それ以前すなわち裁判官裁判での変動はゆるやか（漸進的）であるのに対して、それ以降すなわち（基本的に）裁判員裁判での変動は時間的間隔の短いかつ急激なものであり、「量刑のゆれ」が確認される。前出4(1)で確認された現象が、ここからも確認されたことになる。

また、殺人において、総括報告書のデータからは、裁判員裁判では裁判官裁判に比べて重罰化と寛刑化の双方が見られると判断された（前出2(1)、(2)）。ところが、図4-7からは、「15年以下」およびそれより上の刑期区分については、平成11年から増加を続けており、むしろ、平成24年から26年にかけて減少に転じていることがわかる。このことから、殺人におけ

92.6、88.3と続き、令和元年が92.2%である（『検察統計年報』（平成11年～令和元年）「8 罪名別 被疑事件の既済及び未済の人員」より）。

る重罰化は、裁判官裁判においてすでに生じており、裁判員裁判になってから始まった現象ではなく、むしろ裁判員裁判においては、その重罰化に「揺り戻し」が生じていると判断することができる。

また、裁判官裁判での重罰化は、平成17年からそれまでに比べてさらに進んでいることも確認できる。殺人については、平成16年の法定刑の変更⁽⁴²⁾によって、有期懲役の法定刑下限が3年から5年に、また有期懲役の法定刑上限が15年から20年、有期懲役を加重する場合の処断刑上限が20年から30年に引き上げられたが⁽⁴³⁾、平成17年以降に見られる重罰化の動きは、この平成16年の法定刑変更が大きな影響を与えていると考えて良いであろう⁽⁴⁴⁾。

これに対して、寛刑化については、平成21年以前（裁判員裁判施行前）には明確には現れておらず、平成21年以降（裁判員裁判施行後）において現れるようになってきている。これらのことから、殺人における重罰化については、裁判官裁判からの（特に平成16年の法定刑変更の影響を受けた）傾向を引き継いだものであるといえ、裁判員裁判としての特徴としてあげるべきは、寛刑化であると考えることができるのである。

同様に、強盗致死傷の罪における平成11年から令和元年までの刑期区分人員割合推移を図4-8に示す。強盗致死傷の罪における「強盗致傷」の

(42) 前掲注(35)。

(43) 平成16年の自由刑の法定刑変更の内容等については、松本裕「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備」時の法令1732号（2005年）6頁以下、佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律」ジュリスト1285号（2005年）33頁以下、松本裕・佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律について」法曹時報57巻4号（2005年）31頁以下などを参照。

(44) 小島透「量刑の経験的基礎」ヴォルフガング・フリッシュ＝浅田和茂＝岡上雅美編著『量刑法の基本問題——量刑理論と量刑実務との対話』（2011年）82頁以下、同「法定刑の重罰化」法学セミナー60巻3号（2015年）15頁以下を参照。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

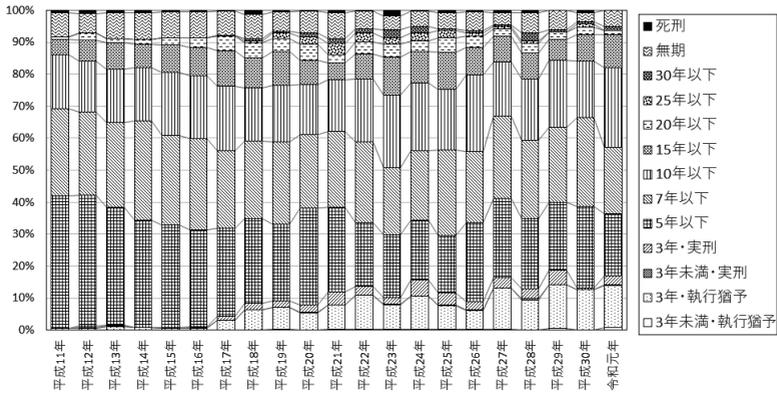


図4-8 強盗致死傷の罪 刑期区分人員割合推移——平成11年～令和元年

公判請求の割合は、平成11年から令和元年まで、75～85%前後の割合で推移している⁽⁴⁵⁾。したがって、強盗致死傷の罪における刑期区分人員割合推移は、(殺人の罪における「殺人」に比べてその程度は低いものの、)おおよそ「強盗致傷」のそれを表していると考えてよい。

図4-8からは、殺人と同様に、「量刑のゆれ」は裁判員裁判施行後に現れるようになったこと、また、重罰化については、裁判員裁判施行前から現れており、裁判員裁判施行後には重罰化が弱まる「揺り戻し」が生じていることが確認できる。そして、平成17年から「3年・執行猶予」が急に現れていることがわかる。これは、強盗致傷においては、平成16年の法定刑変更によって有期刑の上限が引き上げられたのと同時に、有期刑の下限が7年から6年に引き下げられ、1回の減軽だけで執行猶予が可能となったことから、その影響が寛刑化としてすぐに現れたものと判断するこ

(45) 強盗致死傷の罪における強盗致傷の公判請求の人員割合は、平成11年が78.1%、以降順に、76.8、79.3、78.5、80.6、77.1、79.9、81.0、76.9、74.4、73.5、77.3、78.0、77.6、77.2、82.0、79.7、83.5、85.2、83.0と続き、令和元年が86.3%である(検察統計年報・前掲注(41)より)。

とができる。そして、平成20年にはその影響がいったん落ち着いたものの、裁判員裁判施行後には、寛刑化はさらに進んでいったこともわかる。このことから、強盗致傷においても、殺人と同様に、裁判員裁判の特徴としてあげるべき点は、「量刑のゆれ」と寛刑化であろう。

続いて、放火の罪における平成11年から令和元年までの刑期区分人員割合推移を図4-9に示す。放火の罪における「現住建造物等放火」の公判請求の割合は、平成11年から令和元年まで、40～50%前後の割合で推移している⁽⁴⁶⁾。したがって、放火の罪における刑期区分人員割合推移において、「現住建造物等放火」の推移は、前出の殺人および強盗致死に比べてその割合がかなり低くなっており、そのために分析の精度が低くなることを確認した上で、検討を進めることにする。

放火の罪に含まれる罪は、現住建造物等放火のほかに、非現住建造物等放火や建造物等以外放火であり、その中で法定刑が一番重いのは現住建造物等放火である。そこで、このことから、放火の罪における刑期区分人員割合推移において、重い刑の領域では、現住建造物等放火の割合は大きくなり、逆の軽い刑の領域では、現住建造物等放火の割合は（重い刑の領域に比べて相対的に）低くなるはずである。したがって、このような性質を考慮に入れて図4-9を分析すると、図4-9における重い刑の領域での推移からは、平成21年以降では、それ以前に比べて「量刑のゆれ」が比較的是っきりと現れており、複数回にわたって刑の重い領域が減少していると同時に、執行猶予の領域もそれ以前に比べて大きく増加していることもわかる。以上のことから、現住建造物等放火においても、「量刑のゆれ」および寛刑化を裁判員裁判の特徴としてあげることができるであろう。

(46) 放火の罪における現住建造物等放火の公判請求の人員割合は、平成11年が59.3%、以降順に、52.9、54.6、52.8、59.2、54.3、52.4、57.9、55.5、52.6、44.8、45.3、51.9、46.7、43.1、44.5、46.3、43.4、40.7、43.6と続き、令和元年が45.3%である（検察統計年報・前掲注(41)より）。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴

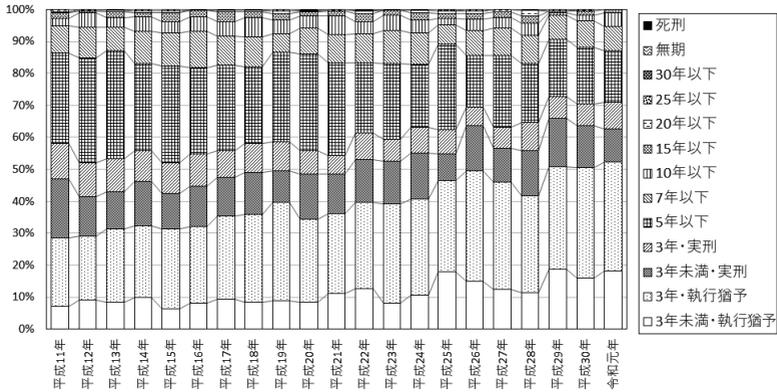


図4-9 放火の罪 刑期区分人員割合推移——平成11年～令和元年

なお、強制わいせつ致死傷、強姦致死傷・強制性交等致死傷および傷害致死については、「わいせつ、姦淫（強制性交等）及び重婚の罪」および「傷害の罪」におけるそれぞれの割合が極めて低く⁽⁴⁷⁾、この分析方法には適さないため、検討の対象から除外した。

5 おわりに

以上、施行後10年を経過した裁判員裁判の量刑について、それ以前の裁判官裁判における量刑との比較において、統計データから見た科刑状況の特徴を検討した。検討対象とした罪は、統計的な検討が可能な比較的人

(47) 「わいせつ、姦淫（強制性交等）及び重婚の罪」において、強制わいせつ致死傷は、平成11年が5.6%、以降5%前後の割合で、強姦致死傷・強制性交等致死傷は、平成11年が14.9%、以降2～15%程度の割合で、また、「傷害の罪」において、傷害致死は、平成11年が6.2%、以降2～5%前後の割合で推移している（検察統計年報・前掲注(41)より）。

員数が多いものに限られ、その範囲での検討になるが、本稿における検討の結果は、以下のようにまとめることができる。

まず、裁判員裁判においては、重罰化あるいは寛刑化（またはその双方）が生じて、裁判官裁判に比べて量刑の幅が広がったといえる。しかし、重罰化については、裁判官裁判においてもその傾向は生じており、特に平成16年の法定刑変更以降は、その傾向は強い。したがって、裁判員裁判における量刑傾向の特徴としては、むしろ寛刑化がよりあてはまるように考えられる。

また、このような傾向に対して、覚せい剤取締法違反については、重罰化および寛刑化の傾向は見られず、裁判官裁判の量刑の傾向を引き継いでいると判断できる。覚せい剤取締法違反として裁判員裁判の対象になる罪は営利目的輸入・輸出・製造（覚せい剤取締法41条2項）であるが、この罪は殺人や傷害致死等の他の裁判員裁判対象事件の罪に比べて一般国民からもっとも距離が遠い（犯罪をとりまく事情に関する知識が乏しい）と考えられる。このため、この罪の量刑においては一般国民の意見が反映される余地は少なくなる。量刑判断に裁判員が加わる意義が、量刑においても一般国民の「健全な社会常識を反映させる」ということであれば⁽⁴⁸⁾、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入等）を裁判員裁判の対象事件とすることについて、再考する必要があるかもしれない。

裁判員裁判における量刑傾向の特徴として、次に挙げられるものは、「量刑のゆれ」である。裁判員裁判では、殺人、傷害致死、強盗致傷および現住建造物等放火においては、短い時間的間隔で科刑状況が急激に変動する現象、すなわち、「量刑のゆれ」が確認できた。裁判官裁判においても、時間（年）を経るにしたがって科刑状況は変動する（重罰化あるいは寛刑化）が、その変動は、基本的にはゆっくりとした漸進的なものであり、

(48) 司法制度改革審議会意見書・前掲注(1) 103頁。

裁判員裁判におけるような「量刑のゆれ」は見られない。

裁判員裁判は、刑事裁判について専門家である裁判官と素人である裁判員が協働することで「国民の健全な社会常識」を裁判に反映させることを意図しているものであるが、裁判官の判断と裁判員の判断が必ずしも対立する関係にあるわけではない。裁判官裁判においても、裁判官は、国民の感覚を全く無視していたわけではなく、国民に受け入れられる量刑を意識しながら量刑判断を行ってきたはずである⁽⁴⁹⁾。したがって、裁判官裁判においても、量刑の変動は国民の感覚をそれなりに反映させたものであるはずである。もっとも、裁判官においては、法律の専門家としての立場から、他の事件との公平平等の刑事裁判の原則が考慮・重視されて、今までの事件における傾向から急激に離れることが回避され、量刑の変動は漸進的なものとどまる。それに対して、裁判員の場合には、(刑事裁判の原則等について裁判官から教示されるものの)量刑判断について知識や経験の蓄積がなく担当事件限りでの参加であるために、法的な思考を前提としない個人としての感覚が直接的かつ大きく出やすいものと思われる。このために、裁判員裁判においては、このような感覚の影響によって量刑の急激な変動すなわち「ゆれ」が生じやすいものと考えられるのである。

最高裁平成26年判決⁽⁵⁰⁾は、傷害致死事件において検察官の求刑10年を

(49) 井田良「裁判員裁判と量刑」論究ジュリスト2号(2012年)65頁。なお、司法制度改革審議会意見書も、裁判員制度の趣旨について「国民の健全な社会常識がより反映されるように(傍点、筆者)」すると述べている(前掲注1)。

(50) 最高裁平成26年7月24日第一小法廷判決(刑集68巻6号925頁,判タ1410号82頁,判時2250号103頁)。なお、本判決の評釈・解説については、前田雅英「裁判員裁判制度の導入と量刑」捜査研究63巻9号(2014年)30頁以下、小池信太郎「裁判員裁判における量刑傾向——最高裁平成26年7月24日判決の意義」法律時報86巻11号(2014年)1頁以下、同「傷害致死の事案につき、懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決およびこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」

大きく超えて被告人（2名）を懲役15年に処した一審判決（裁判員裁判）およびこれを是認した控訴審判決を量刑不当として破棄・自判（それぞれ、懲役10年と懲役8年を宣告）したものであるが、そこでは、裁判員裁判においても、判断の結果が公平性を損なうものであってはならず、その判断の過程が適切であったことを担保するために従来の量刑傾向を視野に入れるべきこと、そして、量刑傾向から外れることも許されるが、その場合には、従来の量刑傾向を前提にすべきでない事情につき具体的、説得的に判示されるべきである、と判断された。この最高裁平成26年判決については、裁判員裁判において、従来の量刑傾向の変動を意図する判断を必ずしも否定するものではないが、結論としてそれは漸進的な変動にとどまることを意図するものであるとする見解⁵¹⁾があり、本稿でもその見解を基本的に妥当であると考えたものであるが、この見解をさらに敷衍すると、最高裁平成26年判決は、「量刑のゆれ」について、その「ゆれ」の幅が「一定の範囲」であることを求めるものであると理解することができる。

一方、強制わいせつ致死傷および強姦致死傷については、裁判官裁判においても、「量刑のゆれ」が確認できる。これらの罪については、前出

論究ジュリスト18号（2016年）222頁以下、原田國男「裁判員裁判の量刑の在り方——最高裁平成26年7月24日判決をめぐって」刑事法ジャーナル42号（2014年）43頁以下、波床昌則「傷害致死の事案につき、懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」刑事法ジャーナル43号（2015年）172頁以下、城下裕二「裁判員裁判と『同種事犯の量刑傾向』——最高裁平成26年7月24日判決を契機として」札幌学院法学31巻2号（2015年）129頁以下、伊藤博路「傷害致死の事案で懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」名城ロースクール・レビュー33号（2015年）103頁以下、楡井英夫「傷害致死の事案につき、懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」法曹時報67巻8号（2015年）297頁以下など。

51) 小池・前掲注50法律時報86巻11号3頁、同・前掲注50論究ジュリスト18号226頁。

のように従来から重罰化の意見が出されており、これが社会的な要求として裁判官の量刑判断にも影響を与えてきたはずである。しかし、その要求が、強かつ具体的であるが故に、裁判官の中では公平性との観点からその要求を取り入れること（あるいは取り入れる程度）について判断の「ゆれ」が生じ、その結果として「量刑のゆれ」と現れたと考えることもできる。平成16年の法定刑変更のように、法改正の議論を経ることによって国民感覚が裁判官の内部で十分に斟酌され、それが反映されて量刑判断が変動（重罰化または寛刑化）する場合には、量刑は漸進的に変化をする。それに対して、性犯罪重罰化の要求のような強力かつ具体的な国民感覚は、あるときには強くまた別の時には逆の方向（「揺り戻し」というように、「量刑のゆれ」を示しながら量刑に影響を与えていく、と考えることもできる。

量刑は制度の変更や社会情勢の変化を受けて時間とともに変化をしていくものであるが、その変化には、漸進的にゆっくりとある方向に動いていくものと、「量刑のゆれ」すなわち短い時間的間隔で細かく「振動」しながら変化していくものがあると考えられる。そして、前者に属するものとしては、平成16年の法定刑変更を受けた変動を、後者に属するものとしては、強制わいせつ致死傷および強姦致死傷における裁判員裁判での変動をあげることができる。そして、裁判員裁判における「量刑のゆれ」も、同様に後者に含まれると考えることができるのである。

裁判員裁判における量刑は、現在でも流動的である。裁判員裁判としてどのような量刑傾向が形成されていくのか、今後とも注視していく必要がある。本稿が、その一つの礎になれば、幸いである。